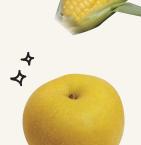
レタス

有機質肥料で育て、「惚レ タス」という名で売られて います。葉肉が柔らかく、 シャキシャキする歯触りが 特徴のレタスです。



梨

来)」が人気です。

市内には幸水、豊水、 あきづき、新高を生産 している梨園が多く、 太陽の恵みと土からの 栄養で育まれた梨は、 高糖度とジューシーな



食感で人気です。



濃紫色の大粒で甘 みと香りが強い代表 的な巨峰をはじめ 10種類以上の品 種が生産・販売さ れています。と ても甘くてや さしい酸味が 特徴のブド

ウです。



白菜

品種を限定し、 柔らかさにこだ わった結城ブラン ド「菜黄味」は、葉 が肉厚で柔らかく 食味にこだわった 白菜です。

かんぴょう

ユウガオの実を乾燥さ せたもの。食物繊維を多く 含む健康食材です。





落花生



一般的な落花生 のほか、「チーズ」 「黒糖」「ココア」風 味など様々なピー ナッツを取り揃え ています。



トウモロコシ

びっくりするほど甘く、採れたては 生で食べられるほどみずみずしくフ ルーツのような味わいの「夏祭り(味











結城の逸品





時代とともに移り変わる。

伝統技術を次代へと伝え続けていく



本場結城紬

日本最古の歴史を有する高級絹織物。全工程が 手作業で行われ、その中でも糸つむぎ・絣くくり・ 地機織りの3工程は、昭和31年に「国重要無形文化 財」に、昭和52年に「伝統的工芸品」にそして平成 22年には「ユネスコ無形文化遺産」に登録され、日 本が世界に誇る文化となりました。

現在では、ショールやバック、財布など、普段使いの多彩な商品も展開しています。





結城まゆ工芸

結城紬の原料となる繭玉を縫い合わせた独自の工芸品で、繭を一つ一つ切り開いて染色し、 丹念に縫い合わせて出来あがります。特徴は、軽く柔らかな肌触りと丈夫さです。

現在では、帽子やバックからスキンケア用のパフまで、様々な商品の展開をしています。





本場結城紬の変り織帯

真綿から手でつむいだ無撚糸を使って織られ、表面に凹凸のある変化組織が特徴です。糸の交差や浮き具合を調整し、高度なすくい織や組織織りの技術により未知なる美しさを醸し出してくれます。

広 告

本場結城紬・結城紬ミュージアム

手織りの「原点」結城紬を後世に

つむぎの館

ユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬の展示をはじめ、 ショップやカフェを併設し、染織の体験もできる施設です。





営業時間 平日 $10:00\sim16:00$ (入館は15:30まで) $\pm\cdot$ 日・祝 $10:00\sim17:00$ (入館は16:30まで) 休館日 火曜日・水曜日 HP http://www.yukitumugi.co.jp



結城市結城12-2 ☎ 0296-33-5633



YŪKI OKUJUNの ショール等と、 結城紬の小物は

ショール等と、 結城紬の小物は 『結の見世』・ online storeにて お求めいただけます。

奥順株式会社





結城桐箪笥

結城が城下町となった頃か ら、ケヤキに代わって桐でたん す(衣類収納たんす)が作られる ようになりました。

防湿性や通気性に優れ、衣類 収納として最適です。再塗装や 修理を施すことで長く愛用でき ます。現在では、小型のものも好 まれており、希望サイズに合わ せての製作も可能となります。





桐下駄

柔らかな肌触りと上 質な履き心地が魅力。 軽くて丈夫な点も自慢 の一つ。





桐箪笥・桐工芸品 桐下駄 等 取り扱っています!

結城市桐製品組合

旬柳田履物工場

9

57

結城市鍛治町1740 **32-2200**

堀江桐タンス店

結城市西町1645 **233-2063**

大塚桐たんす店

結城市白銀町13557

233-2839

柿沼木工所

結城市七五三場949-1

235-0344

宮田桐材

結城市久保田368-4

233-3324

(有)桐タンスのヤマキヤ 結城市塔の下811-5 **233-3353**



(有)柳田履物工場



第27回技能グランプリ家具職種第1位 内閣総理大臣賞受賞





茨城県伝統工芸士 一級技能士 総桐タンス 桐小物製造販売 桐タンス再生

(有)桐タンスのヤマキヤ

結城市結城811-5

TEL 0296-33-3353 FAX **0296-32-6114**





桐匠/一級技能士 総桐たんす製造 桐たんす再生

〈茨城県伝統工芸品指定〉

堀江桐たんす店

結城市西町 1645 **22** 0296-33-2063 FAX **0296-33-2466** http://www.kirinohorie.com/

結城紬大使

♣ 結城紬大使として幅広く活躍する皆さん



新川 和江 さん

結城市出身 市名誉市民 ゆうき図書館名誉館長

高等学校在学中に、詩人の西條八十に詩の手ほどきを受け、新鮮で自由な感覚のさまざまな詩をうたいました。 結城市では毎年、「新川和江賞」と冠し、市内小中学生・高校生を対象とした詩のコンクールも行われています。



広澤 克実 さん

結城市出身 元プロ野球選手 ロサンゼルスオリンピック出場

ドラフト1位でヤクルトスワローズ に入団し、読売ジャイアンツ、阪神タ イガースで活躍しました。

現在は野球評論家として活動しています。



宮本 貴奈 さん

結城市在住

ピアニストとして国際的に活動し、 作曲家やサウンドプロデューサーと しても活躍しています。

結城紬のイメージ曲「紬のふるさと・結城」や、結城市のマスコットキャラクターにちなんだテーマソング「まゆげった音頭」を作曲しています。



中山 由起枝 さん

結城市在住

クレー射撃選手として、オリンピック(シドニー、北京、ロンドン、リオデジャネイロ、東京)に出場し活躍しました。

結城市民栄誉賞のほか、読売新聞日 本スポーツ賞などを受賞しています。



山中 庸子 さん

結城市在住

幅広い年齢層に親しみやすい絵を描き、現代童画展のほか数々の賞を受賞しています。

近年は、近隣や都内のギャラリーなどに加え、結城市民情報センター、結 城蔵美館においても個展を開催しています。



きもの文化研究家 中谷 比佐子 さん

きもの雑誌の企画、監修や執筆活動 のほか、農林水産業蚕糸業振興審議会 委員として、国産シルクブランドの開 発に携わっています。

平成23年11月に開催された「結城 紬ユネスコ無形文化遺産登録記念式 典」では、舞台構成やイベントコー ディネートを担当しました。

広 告

畳工事一式

一級畳製作技能士

たつぼりたたみ店

結城市大切町 253

☎ (0296)33-2685

車検・点検・整備・板金塗装

各メーカー新車・中古車販売 お車のトータルクリニック

概念建市川商事

結城市大字東茂呂1396-11 TEL. 0296 (35) 0793



Q

結城市では、平成22年11月に結城紬がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、結城紬と 市の知名度を向上させ、魅力を広くPRすることを目的として、市内出身の方や結城にゆかりがあり、 各界で幅広く活躍している方8名、令和3年1月に5名の方を「結城紬大便」として委嘱しました。

結城紬大使の方々には、それぞれの活動場所や職域において、結城紬や市の魅力を広めていただく ことが期待されています。



エッセイスト・イラストレーター きくち いま さん

着物に関する多数の著書を持つほ か、オリジナルイラストの着物や風呂 敷などのデザインも手掛けています。

平成22年11月に開催された「きも のday結城」では、着物について講演 しました。



石嶋 眞理 さん

絣くくり職人の夫を手伝いながら 結城紬製作に15年ほど携わった後、 本場結城紬のリユース専門店を開業 しました。

結城紬に関する講座や執筆活動を 通じて、その魅力を伝えています。



狩野 泰一さん

太鼓芸能集団「鼓童」のメンバーと して活躍し、現在は佐渡島を拠点に、 篠笛を通じた音楽活動などを実践し

宮本貴奈さんらとともに、結城紬の イメージソング「紬のふるさと・結城」 を作曲しました。



大島 千穂 さん

結城市出身

い知名度があり、SNSなどでも本市 情報を積極的に発信しています。

取材活動をとおして県内各地で高

「平成生まれの結城紬大使」とし て、次世代へのPRに取り組んでいき ます。



井出 文恵 さん

結城市出身

宇都宮市を拠点に、FM栃木「レディ オベリー」パーソナリティや司会・講 師として活躍。昨年10月には「栃木県 ふるさと大使」にも任命されました。

子を持つママとして、子育てと仕事 を両立しています。



(姉)塚原 ゆかり さん(左) (妹)塚原 ひろ美 さん(右)

結城市出身·在住

民謡界唯一の姉妹デュオとし て活躍し、結城紬を衣装にステー ジや歌番組などでPRに貢献して います。

市内イベントへの出演や中学 校ゲストティーチャーなども積 極的に行っています。

= 広 告 =



TEL.0296-45-5362

ゆうきの

今 人美 兀 々 L 折 のい ま 記風 Þ た 憶 景 催 にと V) さ残とろ ħ る が ま行にる す 事 が













春の到来を告げる花々

■ 結城さくらめぐり 🕰

YUKI SAKURA FESTIVAL

市を代表する花見の名所、城跡歴史公園をはじめとする市内の桜がきれいな場所にて毎年3月下旬から4月中旬にかけて開催されます。期間中は、各桜スポットを巡るイベント等が行われます。

▮あやめ祭り♬

JAPANESE IRIS FESTIVAL

山川不動尊東側の山川あやめ園で、毎年6月上旬から中旬頃に開催されます。広い園内に約五千株の花が咲き揃います。



夏の陽光を映す川面

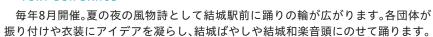
▮結城夏祭り 🥵

YUKI SUMMER FESTIVAL

健田須賀神社の夏季大祭として毎年7月に開催されます。各地区からのおはやしと神輿が北部市街地を巡行する神輿渡御は圧巻。夜の歩行者天国、中日のイベントも賑わいます。

結城盆踊り大会 D

YUKI BON DANCE













土地•建物•売買•仲介







▋ ホタルまつり 🦺

FIREFLY FESTIVAL

きぬ川ふれあい広場を会場に毎年7月 上旬に開催されます。約1,000匹のホタル が舞い、お囃子や出店などで賑わいます。

の豊穣を伝える稲穂

▋祭りゆうき ♬

MATSURI YUKI

毎年10月下旬に文化センターアクロ ス・けやき公園で行われる、結城を代表 するイベント。伝統的な舞踊に加え、華 やかなYOSAKOIや子どもたちの 舞を中心に、物産展や青空市などで賑わ います。

きものday結城 🖸

KIMONO DAY YUKI

きもの文化を発信し、着心地の良さを 体験できるイベントとして毎年11月中 旬に開催。ボランティアガイドの案内で 城下町を散策するほか、結城の特産品が 当たる抽選会が実施されます。

の朝霧をまとう筑波

結城シルクカップ ロードレース大会

YUKI SILK CUP ROAD RACE

毎年2月に開催される、鹿窪運 動公園を発着地とするマラソン大 会。5キロメートルの部、10キロ メートルの部、親子マラソンなど、 多彩な種目で、結城のまちを駆け 抜けます。



結城のひなまつり 🕕

HINAMATSURI -DOLL'S FESTIVAL-

毎年2月中旬から3月上旬にか けて開催され、北部市街地の見世 蔵や空き店舗などが雛人形展示会 場になり、甘酒や湯茶接待でおも てなしをします。

株式会社 宮田不動産 結城市大字結城 5978-3 TEL 0296-33-4858 FAX 0296-32-6155

住みやすい街づくりへ



ホシノ建設株式会社

結城市山川新宿12-42

TEL 0296-35-0571 FAX 0296-35-4020

土木·舗装·水道施設·排水設備 指定工事店

結城市結城11359-6 TEL 0296-33-0500

般建築設計・施工

大雄建設



結城市結城96-3 ත 0296-32-8310 FAX 0296-32-8310



左官・タイル工事一式請負

有限会社

結城市結城1661-2 TEL 0296-33-3231

結城市 令和3年4月1日現在

巡回バス



巡回バス曜日別運行表

曜日	運行ルート								
月	江川A	山川A	北部東	北部西	絹				
火	江川B	山川B	北部東	北部西	絹		小田林		
水	江川A	山川A	北部東	北部西	絹	Ш			
木	江川A	山川A	北部東	北部西	絹	Ш			
金	江川B	山川B	北部東	北部西	絹	Ш	小田林		
±	江川B	山川B	北部東	北部西	絹	Ш	小田林		
日			運	休					

- ※江川・山川ルートの停留所は、道路片側 のみの設置になります。ご利用の際は、 バス進行方向側車線の歩道上でお待ち ください。
- ※日曜日、祝日、お盆(8月13日~16日)及び年末年始(12月29日~1月3日)は全ルート運休です。
- ※交通事情や荒天降雪等により、時刻表 どおり運行できない場合や、運休になる 場合がございますので、あらかじめご了 承ください。

巡回バス運行に関するお問合せ

城南タクシー(株)

2 0296-32-7711



Jounon IAXI 50 おかげさまで50周年

タクシーや送迎のご用命は

= 広告

城南タクシー

20296-32-7711

貸し切りタクシーや観光タクシーもご相談ください。 4人乗りから9人乗りまで各車ご用意がございます。

城南タクシー株式会社 (72 東陸自 1 旅 2 第 5289 号)

山川Aルート		Ŀ	IJ		下り			
шліал-г	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便
山川文化会館	8:05	10:50	14:10	16:20	10:30	13:55	16:05	18:05
田向集会所	8:07	10:52	14:12	16:22	10:27	13:52	16:02	18:02
山川小北門	8:08	10:53	14:13	16:23	10:26	13:51	16:01	18:01
芳賀崎	8:09	10:54	14:14	16:24	10:25	13:50	16:00	18:00
浜野辺農村集落センター	8:12	10:57	14:17	16:27	10:22	13:47	15:57	17:57
水海道	8:15	11:00	14:20	16:30	10:19	13:44	15:54	17:54
浜野辺五差路	8:16	11:01	14:21	16:31	10:18	13:43	15:53	17:53
山王	8:19	11:04	14:24	16:34	10:15	13:40	15:50	17:50
香取神社西	8:21	11:06	14:26	16:36	10:13	13:38	15:48	17:48
馬場延命観音	8:23	11:08	14:28	16:38	10:11	13:36	15:46	17:46
上山川消防第10分団	8:25	11:10	14:30	16:40	10:09	13:34	15:44	17:44
瓦塚(魚正商店)	8:26	11:11	14:31	16:41	10:08	13:33	15:43	17:43
円城庵	8:28	11:13	14:33	16:43	10:06	13:31	15:41	17:41
才光寺公園	8:30	11:15	14:35	16:45	10:04	13:29	15:39	17:39
林ふるさとコミュニティ	8:32	11:17	14:37	16:47	10:02	13:27	15:37	17:37
生きがいふれあいセンター	8:34	11:19	14:39	16:49	10:00	13:25	15:35	17:35
鹿窪旧道バス停	8:36	11:21	14:41	16:51	9:58	13:23	15:33	17:33
かなくぼ体育館	8:38	11:23	14:43	16:53	9:56	13:21	15:31	17:31
市役所・アクロス前	8:43	11:28	14:48	16:58	9:51	13:16	15:26	17:26
駅南銀行前	8:45	11:30	14:50	17:00	9:49	13:14	15:24	17:24
結城駅北口②	8:50	11:35	14:55	17:05	9:45	13:10	15:20	17:20

山川Bルート		上	b			下	b	
א – איפוווש	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便
粕礼	8:10	10:25	14:05	16:40	10:15	13:45	16:30	18:00
粕礼上	8:11	10:26	14:06	16:41	10:14	13:44	16:29	17:59
長徳院入口	8:12	10:27	14:07	16:42	10:13	13:43	16:28	17:58
今宿上坪集会所	8:13	10:28	14:08	16:43	10:12	13:42	16:27	17:57
不動尊前	8:15	10:30	14:10	16:45	10:10	13:40	16:25	17:55
中央集会所	8:16	10:31	14:11	16:46	10:09	13:39	16:24	17:54
辻道東	8:19	10:34	14:14	16:49	10:06	13:36	16:21	17:51
山川小北門	8:21	10:36	14:16	16:51	10:04	13:34	16:19	17:49
古宿毘沙門前	8:22	10:37	14:17	16:52	10:03	13:33	16:18	17:48
前法内集会所	8:23	10:38	14:18	16:53	10:02	13:32	16:17	17:47
原集会所	8:25	10:40	14:20	16:55	10:00	13:30	16:15	17:45
芝崎	8:27	10:42	14:22	16:57	9:58	13:28	16:13	17:43
平間西坪	8:29	10:44	14:24	16:59	9:56	13:26	16:11	17:41
矢畑郵便局	8:30	10:45	14:25	17:00	9:55	13:25	16:10	17:40
鹿窪団地入口	8:33	10:48	14:28	17:03	9:52	13:22	16:07	17:37
鹿窪旧道バス停	8:35	10:50	14:30	17:05	9:50	13:20	16:05	17:35
かなくぼ体育館	8:37	10:52	14:32	17:07	9:48	13:18	16:03	17:33
南部中央コミュニティ	8:40	10:55	14:35	17:10	9:45	13:15	16:00	17:30
見晴町	8:41	10:56	14:36	17:11	9:44	13:14	15:59	17:29
結城駅北口②	8:45	11:00	14:40	17:15	9:40	13:10	15:55	17:25

ゴレ並7 吉 ヵ . .								
北部東ルート	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
結城駅北口②	7:30	9:00	10:25	11:10	11:55	13:05	15:10	16:35
山田燃料設備前	7:32	9:02	10:27	11:12	11:57	13:07	15:12	16:37
はつらつサロン前	7:34	9:04	10:29	11:14	11:59	13:09	15:14	16:39
大町(郷土館前)	7:35	9:05	10:30	11:15	12:00	13:10	15:15	16:40
結城出張所·公民館前	7:36	9:06	10:31	11:16	12:01	13:11	15:16	16:41
城跡公園入口	7:38	9:08	10:33	11:18	12:03	13:13	15:18	16:43
福良橋西	7:40	9:10	10:34	11:19	12:04	13:14	15:19	16:44
三ツ谷大谷瀬	7:42	9:12	10:36	11:21	12:06	13:16	15:21	16:46
パークゴルフ場	7:44	9:14	10:38	11:23	12:08	13:18	15:23	16:48
伝統工芸館前	7:46	9:16	10:40	11:25	12:10	13:20	15:25	16:50
東結城駅	7:47	9:17	10:41	11:26	12:11	13:21	15:26	16:51
筑西遊湯館	-	-	10:46	11:31	12:16	13:26	15:31	16:56
人手観音	7:51	9:21	10:51	11:36	12:21	13:31	15:36	17:01
結城駅北口②	8:00	9:30	11:00	11:45	12:30	13:40	15:45	17:10

J⊌ 277						
北部西ルート	1便	2便	3便	4便	5便	6便
結城駅北口①	9:00	11:10	11:55	14:30	16:00	18:10
はつらつサロン	9:01	11:11	11:56	14:31	16:01	18:11
大町(郷土館前)	9:02	11:12	11:57	14:32	16:02	18:12
穀町	9:03	11:13	11:58	14:33	16:03	18:13
公民館北部分館	9:04	11:14	11:59	14:34	16:04	18:14
四季の杜前	9:05	11:15	12:00	14:35	16:05	18:15
神明町	9:06	11:16	12:01	14:36	16:06	18:16
栄町 東	9:07	11:17	12:02	14:37	16:07	18:17
松木合農村集落センター	9:08	11:18	12:03	14:38	16:08	18:18
松木合	9:09	11:19	12:04	14:39	16:09	18:19
玉岡尭舜幼稚園前	9:10	11:20	12:05	14:40	16:10	18:20
栄町 中央	9:11	11:21	12:06	14:41	16:11	18:21
ふれあい館入口	9:12	11:22	12:07	14:42	16:12	18:22
四ツ京	9:13	11:23	12:08	14:43	16:13	18:23
逆井	9:14	11:24	12:09	14:44	16:14	18:24
五助 (渡辺歯科)	9:15	11:25	12:10	14:45	16:15	18:25
城西病院	9:17	11:27	12:12	14:47	16:17	18:27
富士見町	9:20	11:30	12:15	14:50	16:20	18:30
立町	9:22	11:32	12:17	14:52	16:22	18:32
結城駅北口①	9:25	11:35	12:20	14:55	16:25	18:35

4 旦111					
絹川ルート	1便	2便	3便	4便	5便
結城駅北口②	8:10	9:40	11:55	13:45	17:25
下り松西	8:12	9:42	11:57	13:47	17:27
カスミ前	8:13	9:43	11:58	13:48	17:28
小森	8:17	9:47	12:02	13:52	17:32
絹川郵便局前	8:19	9:49	12:04	13:54	17:34
旧JA絹川支店	8:21	9:51	12:06	13:56	17:36
泉	8:22	9:52	12:07	13:57	17:37
中(上州屋)	8:24	9:54	12:09	13:59	17:39
中市営住宅入口	8:25	9:55	12:10	14:00	17:40
林市営住宅	8:27	9:57	12:12	14:02	17:42
特別支援学校前	8:28	9:58	12:13	14:03	17:43
かなくぼ体育館	8:31	10:01	12:16	14:06	17:46
市役所・アクロス前	8:36	10:06	12:21	14:11	17:51
駅南銀行前	8:40	10:10	12:25	14:15	17:55
結城駅北口②	8:45	10:15	12:30	14:20	18:00

巡回バス時刻表記

STILLA II L		Ŀ	b		下り				
江川Aルート	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便	
山川新宿	8:00	10:10	14:10	16:15	9:50	14:00	16:00	18:10	
善右ヱ門新田	8:02	10:12	14:12	16:17	9:47	13:57	15:57	18:07	
蓮縄田公民館	8:03	10:13	14:13	16:18	9:45	13:55	15:55	18:05	
前新田	8:05	10:15	14:15	16:20	9:43	13:53	15:53	18:03	
東茂呂十字路	8:06	10:16	14:16	16:21	9:42	13:52	15:52	18:02	
江川大町西	8:08	10:18	14:18	16:23	9:40	13:50	15:50	18:00	
江川出張所前	8:10	10:20	14:20	16:25	9:38	13:48	15:48	17:58	
京平寿司前	8:11	10:21	14:21	16:26	9:37	13:47	15:47	17:57	
セブンイレブン前	8:12	10:22	14:22	16:27	9:36	13:46	15:46	17:56	
江川大町東	8:14	10:24	14:24	16:29	9:34	13:44	15:44	17:54	
大木西	8:15	10:25	14:25	16:30	9:33	13:43	15:43	17:53	
大木東	8:16	10:26	14:26	16:31	9:32	13:42	15:42	17:52	
結城南中南門前	8:19	10:29	14:29	16:34	9:29	13:39	15:39	17:49	
大木北	8:20	10:30	14:30	16:35	9:28	13:38	15:38	17:48	
日本花の会入口	8:21	10:31	14:31	16:36	9:27	13:37	15:37	17:47	
生井鉄工	8:23	10:33	14:33	16:38	9:25	13:35	15:35	17:45	
浜田屋酒店	8:24	10:34	14:34	16:39	9:24	13:34	15:34	17:44	
新田間町(関ふとん店)	8:25	10:35	14:35	16:40	9:23	13:33	15:33	17:43	
青木菓子店	8:26	10:36	14:36	16:41	9:22	13:32	15:32	17:42	
森石油店	8:27	10:37	14:37	16:42	9:21	13:31	15:31	17:41	
上成西	8:31	10:41	14:41	16:46	9:17	13:27	15:27	17:37	
作の谷グリーン	8:33	10:43	14:43	16:48	9:15	13:25	15:25	17:35	
ファミリーマート前	8:34	10:44	14:44	16:49	9:14	13:24	15:24	17:34	
うえにし薬局	8:37	10:47	14:47	16:52	9:11	13:21	15:21	17:31	
結城病院	8:39	10:49	14:49	16:54	9:09	13:19	15:19	17:29	
公達	8:44	10:54	14:54	16:59	9:04	13:14	15:14	17:24	
大橋町	8:46	10:56	14:56	17:01	9:02	13:12	15:12	17:22	
結城駅北口①	8:50	11:00	15:00	17:05	9:00	13:10	15:10	17:20	

江川Bルート		上			下り			
江川ロルート	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便
七五三場	8:05	10:25	14:05	15:50	10:15	13:45	15:40	18:00
七五三場公民館	8:07	10:27	14:07	15:52	10:12	13:42	15:37	17:57
いとうドライブイン	8:10	10:30	14:10	15:55	10:09	13:39	15:34	17:54
前新田	8:11	10:31	14:11	15:56	10:08	13:38	15:33	17:53
東茂呂十字路	8:12	10:32	14:12	15:57	10:07	13:37	15:32	17:52
東茂呂西	8:13	10:33	14:13	15:58	10:06	13:36	15:31	17:51
北茂呂公民館跡	8:15	10:35	14:15	16:00	10:04	13:34	15:29	17:49
しもふさの郷	8:16	10:36	14:16	16:01	10:03	13:33	15:28	17:48
京平寿司前	8:17	10:37	14:17	16:02	10:02	13:32	15:27	17:47
セブンイレブン前	8:18	10:38	14:18	16:03	10:01	13:31	15:26	17:46
染谷商店	8:19	10:39	14:19	16:04	10:00	13:30	15:25	17:45
ふじや前	8:20	10:40	14:20	16:05	9:59	13:29	15:24	17:44
生井鉄工	8:21	10:41	14:21	16:06	9:58	13:28	15:23	17:43
浜田屋酒店	8:22	10:42	14:22	16:07	9:57	13:27	15:22	17:42
新田間町(関ふとん店)	8:23	10:43	14:23	16:08	9:56	13:26	15:21	17:41
青木菓子店	8:24	10:44	14:24	16:09	9:55	13:25	15:20	17:40
森石油店	8:25	10:45	14:25	16:10	9:54	13:24	15:19	17:39
片蓋十字路	8:27	10:47	14:27	16:12	9:52	13:22	15:17	17:37
ユニバーサル製缶南	8:28	10:48	14:28	16:13	9:51	13:21	15:16	17:36
城の内館跡	8:30	10:50	14:30	16:15	9:49	13:19	15:14	17:34
市役所・アクロス前	8:32	10:53	14:33	16:18	9:47	13:17	15:12	17:32
公達	8:35	10:55	14:35	16:20	9:44	13:14	15:09	17:29
大橋町	8:37	10:57	14:37	16:22	9:42	13:12	15:07	17:27
結城駅北口①	8:40	11:00	14:40	16:25	9:40	13:10	15:05	17:25

小田林ルート				
小田作が一ト	1便	2便	3便	4便
結城駅北口①	8:55	11:10	15:05	16:40
立町	8:57	11:12	15:07	16:42
結城西小東	8:59	11:14	15:09	16:44
川木谷球場	9:00	11:15	15:10	16:45
結城中 (大木医院)	9:03	11:18	15:13	16:48
小田林コミュニティ	9:05	11:20	15:15	16:50
黒田児童会館	9:07	11:22	15:17	16:52
城西保育所	9:08	11:23	15:18	16:53
うえにし薬局	9:10	11:25	15:20	16:55
結城病院	9:13	11:28	15:23	16:58
城南小前	9:16	11:31	15:26	17:01
とりせん南	9:17	11:32	15:27	17:02
市役所・アクロス前	9:20	11:35	15:30	17:05
公達	9:22	11:37	15:32	17:07
大橋町	9:25	11:40	15:35	17:10
結城駅北口①	9:30	11:45	15:40	17:15



貸切バス手配・ホテル案内 バス関連事業全般

城西観光株式会社 マ (株)大心苑エンタープライズ

TEL.0296-35-0418

TEL.0296-45-5362









ℰ いざというときに	30
届出•証明	36
税金	43
健康•福祉	47
社会福祉	50 53
医療保険•年金	60
国民健康保険制度 ····································	63

子育で・教育	66
市内の小中学校・幼稚園	······ 73
文化・スポーツ	76
🏠 生活環境・ゴミ	79
ごみ関係	80
上水道	····· 82
下水道	84
土地・農地・住まい	85
市政情報•議会	88
相談	90



(鉄・アルミ・銅・ステンレス・PET等) 金属屑全般





古物商許可証 第401230000475号

結城市若宮9番25

TEL:0296-20-8040 結城市大字上成423番5

TEL:0296-33-7313



❷ いざというときに

災害発生!そのときどうする?

大きな地震が発生した場合、一瞬の判断が生死を分けることがあります。冷静に行動するために、行動パターンを覚えておきましょう。

地震発生時のポイント

2~5分

- ●火の始末
 - 揺れが激しいときは、無理をしない 揺れがおさまってから火の始末をする 出火していたら初期消火
- ●家屋倒壊の恐れがあれば 避難準備をする
- ●靴をはく

10分~数時間

- **消火・救出活動**近隣住民と協力して消火や
 救出活動をする
- ラジオなどで最新の 情報を確認
- 引き続き家屋倒壊の恐れがあれば避難する

災害の影響により、停電から電気が復旧することによって発生する火災 (通電火災) 防止のため、避難する際にはご自宅のブレーカーを落としましょう。

地震発生時を想像する

2~5分

5~10分

10分~数時間

0~2分

- ■落ち着いて、自分の身を守る 机の下に隠れるなど、まずは 身を守ること
- クッション、布団などに もぐり頭を保護する
- ●ガラスの近く から離れる
- 避難に向けて 出口の確保



5~10分

- ●家族の安全の確認、確保 携帯電話はつながらない 可能性がある
- ●ラジオなどで 正しい情報を確認



広 告

建築板金に一生を掛ける『職人集団』。 一般建築板金工事 銅 板 エ 事 スレートエ事・その他 株式会社中嶋金属工業 結城市上山川6142-4 TEL.0296-54-4056

覚えてください、災害用伝言ダイヤル171

災害時に電話がつながりづらい時には、メールやSNSを使って、情報交換や家族などとの連絡に利用するのもおすすめです。ただし、公共の正しくない情報も他から入ることがあるので注意が必要。また、各携帯会社も災害伝言サービスを行っていますから、各社のホームページをチェックして、いざという時にあわてないで利用できるようにしておきましょう。

1 7 1 をダイヤルした後ガイダンスに従ってください。

- ※震度6弱以上の地震などの災害発生時にサービスを開始
- ※携帯電話各社でも大規模災害には「災害用伝言板」サービスを提供します。 各社のメニューから「災害用伝言板」を開く。



市の避難情報について ※レベル3で高齢者等避難 レベル4で必ず避難



- ※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の

発令を待ってはいけません!

警戒レベル4避難指示で

危険な場所から全員避難

しましょう。

避難に時間のかかる 高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で

危険な場所から避難 しましょう。

※参照元:内閣府(防災担当)・消防庁

必ずこの順番で発令・発表がされるとは限りません。 これらの情報は発令されていなくても、身の危険を感じたら避難を開始してください。

災害時の避難場所及び避難所はこちら

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧(震災時等)

No.	名称	所在地	電話 (0296)	避難予定地区	備考
1	玉岡尭舜認定こども園 四ツ京近隣公園※	大字結城12018-1 大字結城11910-1	45-6363	松木合、栄町、四ツ京(北部)	
2	結城小学校 城跡歴史公園※	大字結城1927 大字結城2486-1	33-2727	玉岡町、神明町、四季の杜、鍛冶町、西の宮、紺屋町、穀町、御朱印町、 本町、字大谷瀬	
3	結城第一高等学校	大字結城1076	33-2141	戸野町、塔の下、陣屋町、大谷瀬町	
4	茨城県結城看護専門学校	大字結城1211-7	33-1922	番匠町、永横町、浦町、大町、木町、肝入町、国府町、白銀町(線路北)、 大切町、戸張町、立町	
5	結城西小学校 川木谷グラウンド※	大字結城10290-1 大字結城10045-2	32-8200	富士見町、富士見ニュータウン、西町、五助、逆井、川木谷、みどり町、四ツ京(南部)	
6	結城第二高等学校	大字結城7355	33-2195	見晴町一丁目、見晴町、白銀町(線路南)、下り松(北部・上部・西部)、 大橋町	
7	結城中学校	大字小田林2600	33-2154	立の山(東・西・南・北)、上海道、上の宮、本田	
8	城南小学校	城南町1-11	32-3003	新福寺南(国道50号南)、繁昌塚、公達、城南町一丁目、城南町二丁目	
9	結城東中学校	大字結城3381	33-5101	観音町、上小塙、宮の下、鉄砲宿、人手町	
10	城西小学校	大字結城9633-1	32-8400	作の谷、作の谷グリーンタウン、下の宮、猿内、黒田、古新田、善長	
10	城西保育所	大字結城9648	33-4540	寺、仁軒地、寺内、アビタス城西、仁軒地西	
11	鬼怒商業高等学校	大字小森1513-2	32-3322	下小塙、小森(上・西・中・東・下・南)、慶福	
12	市民文化センターアクロス	中央町2-2	33-2001	新福寺(東・北・中)、新福寺南(国道50号北)、下り松(中部)	
13	鹿窪運動公園	大字鹿窪1	33-6660	下り松(東部・南部)、辻堂、城の内(北・南) 武道館:市内全域	武道館:体調不良者、 感染症対策用
14	結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	32-7991	林(林・林上・市営住宅)、鹿窪(第一〜第三団地・雇用促進住宅・市営 住宅・県営かなくぼ)、北坪、芝良前、中坪	体育館及び校庭
15	絹川小学校	大字小森2227	33-3214	宮崎、久保田(北・南・西)、中(東・西・北・田中内・中田・市営住宅)、泉	
16	生きがいふれあいセンター	大字鹿窪514-9	33-5950	鹿窪(東·西·南·北)	
17	才光寺会館	大字上山川4135-7	32-7698		
18	上山川小学校	大字上山川3388	35-0225	我里内、河岸、追立、馬場(北·南)、南宿、前法内(東·西)、先城谷、西坪、矢畑(東·西·北)、東坪、瓦塚	
19	結城南中学校	大字大木1123	35-0345		
20	山川小学校 山川保育所	大字今宿1164-1 大字今宿1167	35-0013 35-0104	粕礼(上·中·戸崎)、今宿(上·中·下·南·並木·今泉)、新宿南、荒宿、 新町、代の下、辻道(東·西)、田向、沼(東·西·北)、古宿新田、山王	
24				(上·下)、芳賀崎(北·前)、浜野辺(東·西·北·五所)、水海道	
	江川北小学校	大字田間1421	35-0109	上成、上成西、新田間町、田間(上・中・下)、武井(上・下)、江川大町東	
	江川地区多目的集会施設	大字江川新宿1973-20	35-0102	武井南、江川大町西、大戦防、江川新宿	
23	江川南小学校	大字北南茂呂81	35-0072	北茂呂、南茂呂、七五三場、東茂呂、一ツ木、前新田、蓮縄田、出山	 大調天白老
24	結城市立公民館	大字結城1446-10	33-3191	市内全域	体調不良者、 感染症対策用

[※]指定緊急避難場所のみ

指定緊急避難場所は災害を逃れるために一時的に過ごす場所であり、建物の有無を問いません。

= 広告 =



[※]指定避難所等については、災害の種類、規模及び避難者の収容状況により、開設する指定避難所等が変わる場合もあります。

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧(洪水時等)

No.	名称	所在地	電話 (0296)	避難予定地区	備考
1	結城小学校	大字結城1927	33-2727	本町、字大谷瀬	【広域避難】 小山市 絹地区 (中河原·梁·中島)
2	結城第一高等学校	大字結城1076	33-2141	大谷瀬町、鉄砲宿、人手町、上小塙、下小塙、宮の下	
3	鹿窪運動公園	大字鹿窪1	33-6660	小森(上·西·中·東·下·南)、宮崎、慶福、久保田(北·南·西)、中(東・西·北·田中内・中田·市営住宅)、泉 武道館:市内全域	【広域避難】 筑西市鬼怒川西自治会 武道館:体調不良者、感 染症対策用
4	結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	32-7991	林 (林·林上·市営住宅)、鹿窪 (第一〜第三団地·雇用促進住宅·市営 住宅・県営かなくぼ)、古山	体育館及び校庭 (2階以上※)
5	生きがいふれあいセンター	大字鹿窪514-9	33-5950	鹿窪(東·西·南·北)	
6	結城南中学校	大字大木1123	35-0345	西坪、矢畑(東·西·北)、北坪、芝良前、中坪、東坪、瓦塚、我里内、河岸、追立、馬場(北·南)、南宿、前法内(東·西)、芝崎、平間、先城谷、原	
7	山川小学校	大字今宿1164-1	35-0013	粕礼(上・中・戸崎)、今宿(上・中・下・南・並木・今泉)、沼(東・北)、山王 (上・下)、古宿新田、芳賀崎(北・前)、浜野辺(東・西・北・五所)、水海道	(2階以上※)
8	江川地区多目的集会施設	大字江川新宿1973-20	35-0102	沼西(大字新宿新田)	
9	江川南小学校	大字北南茂呂81	35-0072	沼西(大字善右工門新田)	
10	市民文化センターアクロス	中央町2-2	33-2001	市内全域	
11	結城市立公民館	大字結城1446-10	33-3191	市内全域	体調不良者、 感染症対策用

- ※浸水時は敷地内にある2階以上の建物に垂直避難をしてください。
- ※原則として、鬼怒川・田川放水路の想定浸水区域を避難予定地区とします。
- ※指定避難所等については、災害の種類、規模及び避難者の収容状況により、開設する指定避難所等が変わる場合もあります。

災害の被害状況によっては、上記指定避難所等以外の指定避難所等(震災時等の指定避難所等で鬼怒川・田川放水路の想定浸水区域外指定避難所)への2次避難を 行う場合もあります。

福祉避難所•拠点避難所

No.	種別	避難所名称	住所	電話(0296)	備考
1	結城市健康増進センター		大字結城1194	_	
2		結城特別支援学校	大字鹿窪1357-10	32-7991	体育館及び校庭を除く。
3	福祉避難所	介護老人保健施設すばる	大字結城10780	21-2088	
4	1田1112世美田月1	通所リハビリテーションセンター天然温泉茶釜の湯	大字結城11299-1	34-2001	
5		特別養護老人ホームヒューマン・ハウス	大字結城10767-19	34-7101	
6		結城市障害者福祉センター	大字小田林1166-1	33-9700	
1		鹿窪運動公園	大字鹿窪1	33-6660	
2	拠点避難所	結城南中学校	大字大木1123	35-0345	
3		結城小学校	大字結城1927	33-2727	

※福祉避難所 通常の避難所での生活に順応することが難しい要配慮者等に配慮した避難所

災害の種類や規模により、開設する福祉避難所が変わる場合もあります。また、入所には市の事前確認が必要となります。

※拠点避難所 災害時に優先的に開放すべき避難所

非常時持ち出し品・備蓄品

食料品など

食料、飲料水(1日3L、3日分) ナイフ、缶切り



日用品

携帯ラジオ、手袋(軍手)、ちり紙、 ローソク、マッチ・ライター、 ロープ、懐中電灯、生理用品、 石けん・歯磨きセット





その他

笛、携帯用カイロ 保険証コピー



衣類など

衣類、タオル、 毛布寝袋、 下着類、上着雨具



ヘルメット 防災ずきん 救急セット

常備薬 底の厚い靴



現金(小銭)、預金通帳、印鑑、 マイナンバーカード、障害者手帳 重要書類の番号を記したもの

あると便利な物

ウェットティッシュ、マスク、 ビニール袋、携帯用浄水器、 食品用ラップ

赤ちゃん用品

哺乳ビン ミルク 紙おむつ 衛生用品 母子手帳など



市の備蓄品に無いものや数に限りもありますので、感染防止対策のため、自分の必要なものは極力自分でお 持ちください。

結城ケーブルテレビメール配信サービス

結城ケーブルテレビのサービスの1つで、結城市の皆さんにいち早く知らせたい情報をリアルタイムで携帯電話・パソコンなどへ電子メールで配信するものです。火災情報、防災情報及び防犯情報が登録すると配信されます。ぜひご利用くだったい。

URL:https://www.city.yuki.lg.jp/ page/page000454.html



防災行政無線電話応答サービス

間 ☎34-0321

防災行政無線屋外スピーカーから流れた放送が聞き取りにくかった時など、もう一度確認したい場合は放送内容を音声メッセージにて確認することができます。ぜひご活用ください。なお、通話料は本人負担となります。

●電話番号:34-0321

結城市防災WEB

防災行政無線を通じて市民の方々にお知らせする防災・行政に関するホームページです。

防災行政無線の放送内容、ハザードマップ、鬼怒川の水位情報などが確認出来ます。

URL:http://www.bousai.city.yuki. lg.jp



Yahoo!防災速報

結城市では、ヤフー株式会社との協定に基づき、同社から提供されている「Yahoo!防災速報」を活用した防災情報の配信を行っております。

配信を受信するためには事前にアプリのダウンロードが必要となります。詳細は下記のページをご覧ください。

URL:https://emg.yahoo.co.jp/



茨城県防災情報メール

茨城県では、防災に関する情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信しています。配信される情報は以下の通りです。

- 気象関連情報
- 土砂災害警戒情報
- 竜巻注意情報
- 地震情報
- 指定河川洪水予報
- 避難関連情報
- 受信するためには事前登録が必要です。

詳細は配信登録のページ(QRコード) をご覧ください。



停電情報

結城市では、東京電力パワーグリッド株式会社下館支社と大規模停電時に結城市の防災行政無線による放送を行う協定を締結しています。

停電が発生した場合には、下記URLにて 停電情報を東京電力パワーグリッド株 式会社で行っています。



• URL: https://teidenifo.tepco.co.jp

広 告

KURAMOCHI 株式会社蔵持工業

営業種目

- ◆鉄骨建方工事
- ◆合番・本締め工事
- ◆足場組立解体工事

◆塗装工事

- ◆デッキ敷き込み工事◆重量物運搬据付工事
- ◆各種鍛治工事 ◆その他建築物全般

茨城県結城市結城9792-5

TEL: 0296-54-5455 FAX: 0296-54-5456



各行政区 自主防災組織

大規模災害のときは、道路の寸断や渋滞、通信手段の混乱などから公的機関による防災活動のみでは十分に対処できないことが考えられます。そのようなとき頼りになるのは地域住民により組織される、「自主防災組織」です。地域のみんなで災害に強いまちをつくり上げましょう。

自主防災組織の役割

平常時

- ①防災知識の普及 ②防災資機材の点検
- ③地域内防災マップの作成
- ④防災訓練の実施、など

災害時

- ①正しい情報の伝達、初期消火、避難・誘導、救出・救 護、給食・給水などの実施
- ②避難所に来れない人の安否確認、必要な支援の実施、など

|結城市の自主防災組織結成に対する支援

結城市では自主防災組織の結成や活動を支援するために補助金を交付します。

■補助金の種類と金額(限度額)

- 結成時補助金: 1組織あたり 5万円
- 資機材整備補助金: 1組織あたり10万円(補助率 1/2)

■結城市の防災士資格取得に関する支援

結城市では防災士の資格取得をした者を支援するために補助金を交付します。

- 補助金の金額(限度額)
- 3万円(補助率1/2)
- ※1人につき1回限り

地域防災の要!結城市消防団

問 防災安全課 ☎34-0411

結城市消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る!」という志のもと、普段は仕事を持ちながらも、火災や自然災害が発生したら直ちに現場に急行!地域社会の安全・安心を守る頼もしい存在です。消防団員はほぼ全員が地元在住・在勤なので、地域の実情を熟知しており、まさに"地域防災の要"となっています。

消防団に入ろう!

問 防災安全課 ☎34-0411

結城市消防団では、市内在住または在勤で、18歳以上50歳未満の心身ともに健康な方を団員として募集しています。男性消防団員はもとより、女性消防団員も消防のPR活動や啓発活動などに活躍中です。

消防団はあなたの力を必要としています。我がまちの安全を守るため、ぜひ、消防団への入団をお願いいたします。

広 告

総合電気設備工事設計・施工電気設備工事のでは、「防災の「尿った!!」ありませんか電気設備工事空調設備工事で調設備工事で設備工事で設定は、「原電・漏電の電気修理・エアコン設置・入れ替え、「防犯カメラなどの設置・オール電化リフォームコンセントーフから

大規模電気設備・LED化

株式会社

住宅設備機器 販売・設置

ディーディーテック

結城市結城3541-4 **TEL 0296-34-1677**



戸籍

問 市民課 記録係 ☎34-0339

各種届出をする際は、窓口に来られた方が本人であることの確認を行っています。届出に必要なものを確認 してください。

※届書への記入には「消せるボールペン」「鉛筆」は使用できません。

戸籍に関する届出一覧

届出の 種類	届出の期間	届出に必要なもの	届出人	届出地
出生届	生まれた日を含めて 14日以内(届出期間 の末日が市役所閉庁 日の場合は翌日。以 下同じ)	1. 出生証明書添付の出生届書 子の名は、常用漢字・人名用漢字・カタカナ・ひら がなを使用してください。 2. 母子健康手帳 3. 届出人の印鑑	届出人順位 1. 父母 2. 同居者 3. 医師・助産師・その他 立会人 4. 法定代理人	・父母の住所地・父母の本籍地・生まれたところ
死亡届	死亡の事実を知った 日を含めて7日以内	1. 死亡診断書(死体検案書)添付の死亡届書 2. 届出人の印鑑(届書に押印したもの) ※火葬許可証は死亡届によって交付されます。 ※使いの方が死亡届書を持参する場合は、届出人(使いの方ではなく死亡した方の親族、同居者など)が 記入した死亡届書を持参してください。	・同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人など	・届出人の住所地・亡くなった方の本籍地・死亡したところ
婚姻届	届出した日から法律 上の効力が発生する	1. 婚姻届書 2. 届出人の印鑑(夫・妻それぞれのもの) 3. 夫・妻のそれぞれの戸籍謄本 (市内に本籍のある方は不要) 4. 届書を持参した方を確認できる書類 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ※未成年者である場合は父母の同意書が必要です。 ※市役所閉庁日に届け出るときはできるだけ事前に市民課で書類の下調べをしておいてください。 ※届書についている証人の欄に成人の方2人の署名・押印が必要です。	婚姻する当事者	・夫または妻の住所地・夫または妻の本籍地
離婚届	協議離婚は届出した 日から法律上の効力 が発生する ※裁判上の離婚は、 判決または審判が 確定した日あるい は調停が成立した 日から10日以内	1.離婚届書 2.届出人の印鑑(夫・妻それぞれのもの) 3.戸籍謄本(市内に本籍のある方は不要) 4.調停調書の謄本(調停による離婚のとき) 5.審判または判決の謄本および確定証明書(審判または判決による離婚のとき) 6.協議離婚の場合は、届書を持参した方を確認できる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ※婚姻中の氏を引き続き称する場合は、離婚の際に称していた氏を称する届書が別途必要です。 ※協議離婚の場合は、届書に付いている証人の欄に成人の方2人の署名・押印が必要です。 ※未成年の子がいる場合は、父母のどちらが親権者になるかを決めてから届け出てください。	協議離婚は夫と妻 ※裁判上の離婚は調停の申立人または訴えの提起者	・夫または妻の住所地・本籍地
転籍届	届出した日から法律 上の効力が発生する	1. 転籍届書 2. 届出人の印鑑(筆頭者・配偶者それぞれのもの) 3. 戸籍謄本(市内での転籍の場合は不要) ※市外からの転籍により作成される新しい戸籍には、婚姻や死亡などによって転籍届前に除籍になっている方は記載されません(筆頭者については名のみ記載されます)。	筆頭者および配偶者 ※筆頭者が死亡してい るときは生存配偶者	本籍地住所地転籍地

[※]上記のほか、養子縁組届、養子離縁届、認知届、入籍届などがあります。

- ※・届出に来る際には、届出人の本人確認のための書類(マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、 運転免許証、パスポートなど)を持参してください。
 - 代理人届出の場合は、※委任状などの代理権限書類が併せて必要となります。

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの	届出人
転入届 (市外(国外)から引っ 越ししてきたとき)	住み始めた日か ら14日以内	①前住所地市区町村で発行の転出証明書 ②マイナンバーカード(所持者のみ) ③住民基本台帳カード(所持者のみ) ④在留カードまたは後日在留カードが発行される旨の記載されたパスポート (外国人のみ。) ⑤パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票(国外から引っ越してきた人のみ) ⑥以下のものが前住所地にて交付された方は、忘れずに持参してください ・年金手帳 ・在学証明書(前住所地の小・中学校で発行) ・医療福祉費受給者証交付状況証明書 ・国民健康保険負担区分証明書 ・後期高齢者医療保険負担区分証明書 ・介護保険受給資格証明書 など ※児童手当を受給されている方につきましては、所得証明書などが必要となります。詳細は児童手当についてをご覧ください。	本人転入後の 世帯主、 世帯員
転出届 (市外(国外)へ引っ越 しするとき)	引っ越し先が決 まりましたら、 あらかじめ届出 てください	①市から発行された以下のものがありましたら、忘れずに持参してください	本人転出前の 世帯主、 世帯員
転居届 (市内で住所が変わっ たとき)	新しい住所地へ 住み始めた日か ら14日以内	①在留カード(外国人のみ。) ②市から発行された以下のものがありましたら、忘れずに持参してください ・住民基本台帳カード(所持者のみ) ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 など	本人世帯主、世帯員
世帯変更届 (世帯主が変わったとき、世帯を合併または 分離したとき)	変更があったとき	①市から発行された以下のものがありましたら、忘れずに持参してください ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険高齢受給者証 ・福祉医療受給者証 など	本人世帯主、世帯員

- ※住民異動の手続きにおいて、事実の確認できる資料を見せていただく場合があります。 〔転入・転居先が新築一戸建て・中古住宅の場合、海外に住所を異動する場合など〕
- ※住民異動の申請書・委任状の様式は、市民課のホームページにございます。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
- ※既に他の方がお住いの住所へ住民登録される場合には、同居人同意書などの提出を求める場合がございます。
- ※代理人による届出の場合は、本人の自署であっても押印が必要となります。

印鑑の登録と証明

問 市民課 窓口係 ☎34-0409

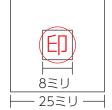
印鑑登録

印鑑登録ができる方

市内に住民登録をしている15歳以上の方で、登録の意思がある方

登録できる印鑑

- 1. 大きさが一辺8ミリ以上25ミリ以下の正方形の中に収まるもの
- 2. 材質が、つげ・金属・動物の角・石 などであり変形しにくいもの (ゴム印・インク内蔵型のものなどは登録できません)



- 3. 刻印の文字が登録者本人の氏名または通称など (外国人に限る)であるもの (例) [結城一郎] さんの場合
 - 氏名を刻印したもの(結城一郎)
 - 氏のみを刻印したもの(結城)
 - 名のみを刻印したもの(一郎) など
- ※同一世帯のほかの方が既に登録してある印鑑、ほかの方が登録している印鑑と印影が似ている印鑑、外枠が欠けている印鑑など登録できない印鑑があります。
- ※認印、三文判は登録に適していないので受付して おりません。

眀

印鑑登録の方法

1. 本人が市役所窓口で手続きする場合

		本人確認の方法	必要なもの	注意事項など
即日登録	1	官公署発行の顔写真付き証明書(マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証など)による方法	有効期限内のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードや運転免許証など登録する印鑑	
	2	結城市に印鑑登録をしてある方が 保証人となる方法	• 健康保険証や年金手帳など • 登録する印鑑	申請書の保証人欄に保証人の署名、登録してある 印鑑の押印、印鑑登録証の番号の記入が必要です。
後日登録		郵送による照会手続きによる方法	健康保険証や年金手帳など登録する印鑑	申請後、自宅へ「照会書兼回答書」を郵送します。回答書欄に本人が記入し、登録する印鑑を押印の上、回答期限内に窓口へ持参すると登録が完了します。



- 2. 代理の方が市役所窓口で手続きする場合
 - ※即日登録はできません
 - ○申請時(1回目)に必要なもの
 - 登録する印鑑 代理人選任届※ 代理人の本人確認書類(運転免許証など) 代理人の印鑑

[照会書兼回答書]を本人宛てに郵送します

○登録時(2回目)に必要なもの

- 代理人選任届
- 照会書兼回答書(登録者本人が記入し、今回登録する印鑑が押印されているもの)
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など) ・登録する印鑑 代理人の印鑑

印鑑登録証の交付

※代理人選任届は、市民課、結城・江川・山川出張所窓口または市ホームページにあります。

<注意事項>

- (1) 印鑑登録する本人が手書きで作成してください。
- (2)住所には、アパート名や部屋番号などの方書も記入してください。
- (3) 登録する印鑑 (実印) を印鑑登録する本人が押印してください。

印鑑登録証明書

交付を受けるときに必要なもの

- 印鑑登録証
- ※交付請求書に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」を正確に記入してください。
- ※窓口に来た方が本人であっても、印鑑登録証の提示がなければ証明書は交付できません。

印鑑登録の廃止・印鑑登録証の亡失

印鑑登録をしてある印鑑や印鑑登録証を紛失したとき、印鑑登録を廃止したいときは廃止申請もしくは登 録証亡失の届出をしてください。

必要なもの

- ①印鑑 ②印鑑登録証(印鑑のみを紛失したとき)
- ③本人であることが確認できる書類 (マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など) ※代理人が届出るときは代理人選任届が必要です。

登録手数料

初めての登録は、無料です。 改印、印鑑登録証紛失、印鑑紛失などによる再登録は500円がかかります。

証

眀

窓口で各種証明書を請求する場合は、窓口に来られる方の本人確認ができる書類(マイナンバー(個人番号)カード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)を持参してください。

※顔写真の付いていない書類の場合は2点必要となります。

■各種証明書など取扱窓口および手数料

証明書など	手数料	備考
戸籍全部事項·個人事項証明 (戸籍謄·抄本)	1通 450円	
除籍全部事項·個人事項証明 (除籍(改製原)謄·抄本)	1通 750円	
受理証明書	1通 350円	
届書など記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1件 300円	
身分証明書	1件 300円	
住民票の写し(全部・一部)	1枚 300円	*
住民票記載事項証明書	1件 300円	
軽自動車住所証明	無料	*
印鑑登録証の再交付	1件 500円	
印鑑登録証明書	1件 300円	*
住民票の閲覧	1件 200円	
自動車臨時運行許可証	1両 750円	

- ※印の証明書は市民情報センターでも取得できます。受付時間:平日午前9時~午後7時、土日祝日午前9時~午後5時
- ※市民情報センターで証明書を取得できるのは、本人または世帯員の方に限られます。また、マイナンバー記載の住民票は発行できませんのでご注意ください。

戸籍の証明書

市では、平成19年12月1日から戸籍をコンピュータにより処理しています。このため、従来の戸籍謄本は「全部事項証明書」、戸籍抄本は「個人事項証明書」と名称が変わり、様式も縦書きから横書きとなっています。

- 全部事項証明書…戸籍に記載されている全員を証明したもの
- 個人事項証明書…戸籍に記載されている方のうち、 一部の方を証明したもの

戸籍のコンピュータ化以前に死亡や婚姻などにより除籍された方については、現在の戸籍には記載されていませんので、請求の際には注意してください。

請求できる戸籍

- ①請求者本人が載っている戸籍 婚姻などでその戸籍で除籍となっている場合も 請求できます。
- ②請求者の配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)が載っている戸籍
- ③①②以外の方が戸籍の請求をする場合は、委任状が必要です。委任状は委任者が自署し、押印してください。

身分証明書

身分証明書とは、以下の3項目を証明するものです。

- 禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていないこと
- 後見の登記の通知を受けていないこと
- 破産の通知を受けていないこと

身分証明書は、本籍のある市区町村に請求してください。なお、請求できる方は本人のみです。

それ以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。委任状は委任者が自署し、押印してください。

住民票の写し

住民票の写しは、本人または同一世帯の方(同一の住民票に記載されている家族)、もしくは住民票を請求する正当な理由がある方であれば、請求できます。

なお、本人または同一世帯の方でない方が請求する場合は、委任状や請求理由を証明する資料(契約書の写しなど)を添付する必要があります。

また、住民票の写しでは本籍欄、続柄欄が省略できます。あらかじめ本籍・筆頭者、世帯主・続柄の記載が必要かを提出先に確認してください。

委任状

各種証明書を請求するときに、請求者(委任者)本人が窓口に出向くことができない場合には、請求の手続きや証明書の受領などを代理人に任せるという内容の、請求者本人が記入した委任状が必要となります。委任状には、次の項目を必ず記載してください。

- ①請求者(委任者)の住所、氏名、押印
- ②代理人の住所氏名
- ③請求する証明書の種類と必要通数や委任する内容など(具体的に)
- 4)委仟状作成日
- ※請求者(委任者)が委任状の記入を行わない場合、 請求者(委任者)の身分証のコピーをお持ちくだ さい。

□自動車臨時運行許可の申請方法

臨時運行許可とは、未登録自動車の新規検査・登録や車検切れ自動車の継続検査を受けるために運輸支局などまで運行する場合などを目的としたものに許可し、市が臨時運行許可番号標を貸し出す制度です。運行期間は必要最少日数で、5日を限度とします。申請には次のものが必要になります。

- ①車体番号および車検有効期間の分かる書類(車検証・抹消登録証明書など)写しも可
- ②運行期間を含む自賠責保険証明書の原本(運行期間中有効なもの)
- ③窓口に来る方の身分証明書(運転免許証など)
- ④1両750円

証

明

他の市区町村への転出や、死亡などによって住民登録が消除等された住民票を住民票の除票といいます。住民票の除票の取得にあたっては、原則ご本人のみが請求いただけます。代理人の方がお越しになる場合には、必ず委任状をお持ちください。また、亡くなられた方の住民票の除票を取得する際には、下記に記載された例のように利害関係人であることの証明が必要となりますのでご注意ください。

- 例1)保険金の受取りのため、亡くなられた方の住民票の除票を請求したい。
 - ⇒請求者が受取人であることを証明できる保険証書等を確認させていただきます。
- 例2) 未支給年金の請求のため、亡くなられた方の住民票の除票を請求したい。
 - ⇒請求者が未支給年金を受取る権利を有することが確認できる書類が必要です。

郵送による証明書の請求

問 市民課 窓口係 ☎34-0409

郵送で請求できる証明書

戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)、除籍・改製原の謄・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、住民票の写しなどは郵送で請求できます。

送付するもの

- 1. 必要事項を記入した請求書
- 2. 手数料(ゆうちょ銀行の定額小為替)
- 3. 返信用封筒 (切手を貼り、返信先宛名を記入した もの)
- 4. 請求者の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証などで現住所の記載のあるもの)
- 請求書については、請求者が便箋などに右記の必要事項を記入し作成してください(市ホームページにある戸籍など請求申請書または近くの市区町村役場にある申請書でも可)

請求書の記入事項

- ①必要な住民票の住所、氏名、世帯主氏名
- ②世帯全員か世帯の一部かの区別 (世帯の一部の場合は、必要とする方の氏名)
- ③・本籍・筆頭者氏名を記載するか省略するかの区別
 - 世帯主氏名・続柄を記載するか省略するかの区別
 - ・在留資格、在留期限などを記載するか省略する かの区別(外国人がいる世帯のみ)

住民票

④必要枚数

- ⑤・使い道
 - ・請求の理由 (どのような住民票の写しが必要か、目的、提出 先など)
 - ・ 昼間連絡の取れる連絡先(電話番号)
- ①必要な戸籍の本籍、筆頭者氏名
- ②必要な戸籍の種類 (謄本なのか抄本なのかなど。抄本が必要なときは 必要な方の氏名)

③必要枚数

戸籍関係

- 4 使い道
 - 請求の理由

(どのような戸籍が必要か、目的、提出先など)

- ⑤・請求者の住所、氏名、押印(認印で可)、生年月日
 - 請求した戸籍などに記載されている方との関係
 - 昼間連絡の取れる連絡先(電話番号)

証明書のコンビニ交付サービス

問 市民課 窓口係 ☎34-0409

マイナンバーカードをお持ちの方で、利用者証明用電子証明書の機能を搭載している場合には、コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機から下記の証明書を取得することが可能です。

取得できる証明書

- 住民票の写し(世帯用・個人用) 200円
- 印鑑登録証明書 200円

利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで

※年末年始(12月29日~1月3日)、システムメンテナンス時はご利用できません

■ご注意ください

コンビニ交付サービスのご利用には、マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要となります。暗証番号の入力を複数回間違えた場合、機能のロックがかかりますので、ロック解除のお手続きに市役所市民課にお越しいただくようになります。

明

証明書等への旧氏併記

間 市民課 窓口係 ☎34-0409

婚姻等で氏に変更があった場合でも、以前使用していた氏を住民票やマイナンバーカード等に記載し、公証することが可能です。職場や銀行等での身分証明としてご利用ください。なお、旧氏記載の手続き後は、交付される住民票の写し等に必ず現在の氏と旧氏の両方が記載されます。どちらか片方を省略して交付することはできませんのでご注意ください。

お持ちいただくもの

- ご本人を確認できる書類(マイナンバーカード、 運転免許証など)
- 現在の氏から記載する旧氏までが確認できる戸籍

旧氏が記載される証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- マイナンバーカード

旅券(パスポート)の申請

問 市民課 窓口係 ☎34-0409

結城市に住民登録のある方のパスポート申請・受領は市民課窓口へお願いします。 パスポートの交付は、申請日から数えて8日目以降です。(土・日曜日、祝日、年末年始などの休日を除く。) 海外への渡航が決まったら、渡航国への入国に必要な残存有効期間などを確認の上、早めに申請してください。

) 旅券(パスポート)の主な申請に必要な書類など

申請の区分	新規申請	有効期間が残っている場合の申請			
	(初めての方) (初めての方) 有回旅券が期限切れな 割		氏名・本籍 変わっ		査証欄の増補
必要書類	どで失効済みの方	道府県の変更なし)	新規作成	記載事項変更	
一般旅券発給申請書 1通	0	0	0	0	0
戸籍抄本または謄本 1通	0	(原則不要)	0	0	不要
写真 1枚	0	0	0	不要	不要
申請者本人を確認できる書類	0	(有効旅券)	(有効旅券)	(有効旅券)	(有効旅券)
前回発行の旅券 (期限切れまたは有効旅券)	(期限切れの旅券)	○ (有効旅券)	○ (有効旅券)	○ (有効旅券)	 ○ (有効旅券)
住民票	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

 34 ± 2

17±2

申請書

用紙は市役所の市民課、結城・江川・山川出張所、 市民情報センター窓口にあります。

「10年用」「5年用」の2種類がありますが、満年齢20歳未満の方は「5年用」のみで申請書に法定代理人(親権者)の同意・署名が必要です。

戸籍抄本または謄本

発行日から6カ月以内のものを持参してください。 有効期間内のパスポートを新しいパスポートへ 切り替える場合であって、氏名などに変更のない場 合は、戸籍抄(謄)本の提出を省略できます。

___写真

- 申請者本人のみが写っている もの
- 6カ月以内に撮影したもの
- 写真が本人と同一人物である と容易に確認できるもの
- 正面を向き、無帽・無背景で顔がはっきりと写っているもの
- ・図の寸法(単位ミリ)を満たし、縁なしのもの
- ※白黒写真でも可。申請書に貼らずそのまま持参してください。

※写真について詳しくは窓口へお問い合わせください。

また、インターネット「外務省ホームページ (Passport A to Z)」「茨城県旅券室(ホームページ)」 にも詳しい案内がありますので参照してください。

取扱時間

午前9時~午後4時45分(正午~午後1時を除く)

申請窓口

市民課 月曜~金曜(土、日、祝日、年末年始を除く)

申請者本人を確認できる書類

○1つで本人を確認できるもの(写真付きのもの)

マイナンバーカード、日本国旅券(失効後6カ月以内のものを含む。)、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、小型船舶操縦免許証、海技免状、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、教習資格認定証(猟銃)、合格証明書(警備員)、写真付き官公庁職員身分証明書(独立行政法人、特殊法人および官公庁の共済組合を含む。)



眀

◎2つ必要とするもの

<1>と<2> 例:健康保険証+写真付き学生証 <1>と<1> 例:健康保険証+国民年金証書 (年金手帳)

<2>と<2>では受け付けできません。

※未就学児、児童の場合は「健康保険証+母子健康 手帳 | でも可能です。

<1>	健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証(船員保険証)、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人など支援給付の本人確認証
	ンのことできせきのもの

次のうち写真付きのもの

学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証 <2> 明書、失効旅券、身体障害者手帳(顔などが確認できる もの)

- ※氏名・生年月日・性別・ふりがな・住所・本籍などが申 請書の記載内容と一致しているものに限ります。
- ※写真付きでない住民基本台帳カードは申請者本 人を確認できる書類には該当しませんので注意 してください。

■前回発行の旅券(パスポート)

有効期間が残っている場合は、そのパスポートを持 参(返納)しないと新規申請の受け付けはできません。 紛失の場合は窓口へお問い合わせください。

前回のパスポートは失効している場合でも申請 時に持参してください。紛失した場合はその旨申し 出てください。

住民票

原則として不要ですが、居所での申請が認められ る場合などは必要です。

旅券(パスポート)の受領について

- パスポートの受領には必ず本人が来庁してください。(増補申請は代理受領ができます。)
- 受領時に必要なもの
- ①引換書(受理票) ②所定の手数料※下記のとおり
- ※パスポートの写真と受領に来た方が同一人物であるかどうか確認した上で、本人にお渡ししています。
- ※収入印紙・県収入証紙は市役所会計課でも取り扱っています。

申請の区分	手数料額	内訳		
		収入印紙	県証紙	
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円	
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円	
申請時12歳未満(5年旅券)	6,000円	4,000円	2,000円	
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円	
査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円	

マイナンバー制度

問 市民課 窓口係 ☎34-0409

マイナンバーとは、国民一人一人に付番される12桁の番号のことです。それぞれが異なる固有の番号を持 つことで、行政の効率化や国民の利便性向上を図ることを目的として始まった制度です。平成28年1月以降に は、身分証明書としても利用できるマイナンバーカードの交付が始まっています。

個人番号通知書

令和2年5月25日以降から、出生や日本に初めて 住民登録をされる場合など、新しくマイナンバーを 付番される方には、マイナンバーをお知らせする個 人番号通知書が送付されます。本通知書は、既に通 知カードをお持ちの方には送付されません。また、 本制度が開始されたことにより、通知カードの制度 は廃止となり、現在は通知カードの再発行等のお手 続きができませんのでご注意ください。

マイナンバーカード

マイナンバーを付番された方は、地方公共団体情 報システム機構(J-LIS)に申請を行うことで、顔写真 付きの身分証明書として利用できるマイナンバー カードの交付を受けることができます。

マイナンバーカードの交付を受けることで、カードに 搭載された電子証明書の機能を利用することにより、コ ンビニ交付サービスなどをご利用することが可能です。

= 広告=

貴社のゆたかな繁栄を支援致します。 お客様の繁栄は私達の喜びです。

- ・創業・独立の支援 ・税務・会計・決算業務
- ・税務申告 ・自計化システムの導入支援
- ◆経営計画の策定支援 ◆事業承継対策
- ・資産譲渡・贈与・相続の相談
- ・税務調査の立会い

お気軽に •保険指導 •経営相談等 で相談下さい。

結城市結城3516

TEL: 0296-32-5125

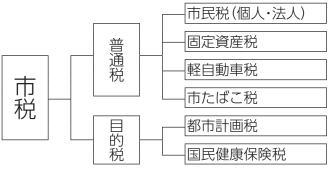
関東信越税理士会所属

横井会計 結城市 検索 🔧



市税の種類

現在、日本には所得税や消費税など約50種類もの 税金があります。税金には、国に納める「国税」と、地 方公共団体に納める「地方税」があり、地方税はさら に「県税」と「市税」に分けられます。結城市の市税に ついては次のとおりです。



普通税:税金の使い道が特定されず、どのような仕 事の費用にも充てることができる税金

目的税:法律により税金の使い道が特定されている

税金

市民税(個人)

問 税務課 市民税係 ☎34-0412

市民税は、住民にとって身近な仕事(サービス)の 費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合う性 格の税金で、一般的に県民税と合わせて住民税と呼 ばれています。

市県民税とは

市県民税は、1月1日現在に住所を有する市区町 村からその年度の税が6月に課税されます。税の内 訳は、均等に掛かる「均等割」と所得に応じて掛かる 「所得割」があります。

■所得割税額の算出方法

前年1年間に得た収入から各種控除額を差し引い た額(課税標準額)に税率を掛けて計算します。

納税義務者

1月1日現在、市内に住所があり、前年中に所得が あった方。

市県民税の申告

賦課期日(1月1日)現在市内に住所を有する方は、 毎年申告期間中に市役所へ申告しなければなりま せん。ただし、次に該当する方は申告の必要はあり ません。

- 所得税の確定申告書を提出した方
- 年末調整をした給与所得のみで、勤務先から給与 支払報告書が提出される方
- 公的年金所得のみの方(各種控除を受けようとす る方は申告が必要です)。

市県民税の納付

納税の方法には、納税者が市役所から送付された 納税通知書で直接納付する「普通徴収|と雇用主(給 与の支払者)が毎月の給与から差し引いて、納税者 に代わって納入する「特別徴収」、65歳以上で一定の 要件に該当する公的年金受給者に対して日本年金 機構などの年金の支払者が支給する年金から差し 引いて、納税者に代わって納入する「特別徴収」の方 法があります。

※年の中途でほかの市区町村に転出してもその年 度の住民税は1月1日現在に住所を有していた市 区町村に納付することになっています。

法人·所得·相続·贈与稅

申告書類作成及び相談

新規開業の方ご相談下さい

あきもと

亀本税務会計事務所

結城市結城 760-2

2 0296-32-2606

会社設立。税務。相続 御相談ください

税理士:和泉田、武雄

関東信越税理士会所属

結城市結城13747

TEL (0296) 33-0155 FAX (0296) 32-7990

結城市 和泉田税理士

検索

会計で会社を強くする!

·税務申告 ·起業、創業支援 ·相続税·贈与税

小島浩 税理士事務所

☎0296-32-8378

FAX 0296-32-8572

営業時間: 平日9:00~17:30

定休日:土日祝

https://www.ojimakaikei.com 茨城県結城市大字結城6092

市民税(法人)

問 税務課 市民税係 ☎34-0412

市民税(法人)とは

一般的には「法人市民税」と呼ばれています。

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人で、資本金などの区分に応じて課税する均等割額と 法人税額を基にして課税する法人税割額があります。

納税義務者

	納めるべき税額
市内に事務所や事業所がある法人	均等割額+法人税割額
市内に寮や宿泊所などがある法人で、事務所や事業所のない法人	均等割額
市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または 財団で代表者または管理人の定め のあるもので収益事業を行わない もの	均等割額(収益事業を行っている場合は均等割と法人税割が掛かります。)

固定資産税•都市計画税

問 税務課 固定資産税係 ☎34-0431

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

納める方は、原則として固定資産の所有者です。 具体的には、登記簿または課税台帳に所有者として 登記または登録されている方になります。

税額算定

<税額=課税標準額×税率(1.4%)>

総務大臣が定めた評価基準に基づいて評価し、市町村長が固定資産の価格(評価額)を決定します。この価格をもとに課税標準額を算定します。

なお、所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、次の金額未満の場合には、固定資産税は課税されません。(免税点)

土	地	•••••	30万円
家	屋	•••••	20万円
償却	資産		150万円

■住宅用地に対する課税標準の特例

実際に人の居住する住宅の敷地として使用されている土地については次のとおり計算された額が 課税標準額となります。

- ①小規模住宅用地(200平方メートル以下の住宅用地) 評価額 × 1/6
- ②一般住宅用地(200平方メートルを超える部分、 ただし家屋の床面積の10倍までの面積) 評価額 × 1/3

■新築住宅の固定資産税の軽減措置

新築住宅については新築後一定期間、固定資産税の軽減措置があり、この軽減が受けられるのは次の要件を満たす住宅です。

専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で居住部分の床面積が50平方メートル(一戸建て以外の貸家住宅にあっては40平方メートル)以上280平方メートル以下であること。

軽減される範囲は居住部分のうち1戸当たり120 平方メートルに相当する税額の2分の1で、減額される期間は一般住宅では新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)、3階建以上の中高層耐火構造住宅では新築後5年度分(長期優良住宅は7年度分)となっています。

■家屋の新・増築および取り壊し

家屋を新築・増築されると、建てた翌年(1月1日の場合はその年)から固定資産税が課税されます。また、家屋を取り壊したときは翌年度から固定資産税は課税されませんので必ず家屋の滅失届を税務課へ提出してください。

都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理 事業に要する費用にあてるために都市計画区域の うち原則として市街化区域内に所在する土地及び 家屋に課税する税金です。

税額算定

<税額=課税標準額×税率(0.3%)>

課税標準額は固定資産税の課税標準額と同額です。

ただし、新築住宅に対する税の軽減措置は適用されません。

■住宅用地に対する課税標準の特例

- ①小規模住宅用地(200平方メートル以下の住宅用地) 評価額 × 1/3
- ②一般住宅用地(200平方メートルを超える部分、 ただし家屋の床面積の10倍までの面積) 評価額 × 2/3

土地・家屋価格など縦覧帳簿の縦覧、 固定資産課税台帳の閲覧

■土地、家屋価格など縦覧制度

納税者が自己の土地や家屋の評価額と周辺の土地や家屋の評価額とを比較して見ることができます。

■固定資産課税台帳閲覧制度

税額が分かる課税台帳を固定資産の所有者や借地借家人なども見ることができます。

税務課では、縦覧については毎年4月1日から第1期の納期限の日まで(土・日曜日、祝日を除く。)、閲覧については通年、開庁時間内において実施しています。

軽自動車税 問税務課 市民税係 ☎34-0412

軽自動車税(種別割)とは

毎年4月1日現在所有の原動機付自転車、軽自動車などに課税されます。軽自動車税(種別割)には、月割課税制度がありません。したがって、4月2日以降に所有した場合にはその年度分の税金は掛かりませんが、4月2日以降に廃車や譲渡などをした場合にはその年度分の税金は全額納めていただきます。

軽自動車関係の届出

軽自動車などを取得・譲渡・廃車した場合や住所などを変更した場合には届出が必要になります。

届出先や手続き方法などに関する問い合わせ先は次のとおりです。

軽自動車の種類	届出先・問い合わせ先		
原動機付自転車 (125cc以下のもの・ミニカー) 小型特殊自動車 (農耕用作業車・特殊作業車)	市役所税務課		
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下のもの) 二輪の小型自動車 (250cc超のもの)	土浦自動車検査登録事務所 〒300-0847 土浦市卸町2-1-3 ☎050 (5540) 2018		
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 〒300-2658 つくば市島名字前野3915番地 (つくば市諏訪C23街区5) ☎050(3816)3106		

市たばこ税 間税務課市民税係 ☎34-0412

市たばこ税とは

国産たばこの製造業者、特定販売業者(輸入業者) および卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り 渡したたばこに対して課税されます。

納税義務者

- 国産たばこの製造業者
- 特定販売業者(輸入業者)
- 卸売販売業者
- ※たばこの小売価格には、すでに市たばこ税が含まれています。実際に税金を負担するのは消費者自身です。

税金の納め方

間収納課 ☎34-0413

納税の場所

- 税金は、期限日を守って、納期限内に納めましょう。
- □座の引落し日は、各税の納期限日となります。 「納期限日は、納期月の末日です。」 (納期限日が、土、日曜、祝日の場合は、翌営業日(執務日)となります。12月は25日が納期限日となります。)
- □座振替を希望する方は、市内の各金融機関で手続きをしてください。
- 毎月、最終日曜日【午前9時~11時】は休日納税相 談日として収納課で窓口を開設します。

※取扱金融機関など

金融機関名	納付および振替ができる本支店名	
常陽銀行		
足利銀行		
筑波銀行	 本店および各支店	
結城信用金庫	本店のより台文店	
茨城県信用組合		
北つくば農業協同組合		
ゆうちょ銀行・郵便局	関東各都県および山梨県	
結城市役所	本所、江川出張所、山川文化会館、 結城出張所	

納付ができるコンビニエンスストア							
MMK設置店	くらしハウス	コミュニティ・ストア					
スリーエイト	生活彩家	セイコーマート					
セブン-イレブン	タイエー	デイリーヤマザキ					
ニューヤマザキ デイリーストア	ハセガワストア	ハマナスクラブ					
ファミリーマート	ポプラ	ミニストップ					
ヤマザキスペシャル パートナーショップ	ヤマザキ デイリーストア	ローソン					
ローソンストア100		(令和3年3月現在)					

• 収納代行 地銀ネットワークサービス

納付ができるスマートフォンアプリ

Pay B(ペイピー) Pay Pay (ペイペイ) LINE Pay (ラインペイ)

• 収納代行 地銀ネットワークサービス

注) ゆうちょ銀行・郵便局およびコンビニエンスストアでの納付は納期限内に限ります。コンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの納付は、1件(枚) あたりの金額が30万円までのバーコードが印字された納付書に限られます。

口座振替納税について

市では、税金の納付に便利で安心確実な口座振替を勧めています。口座振替を利用すると、税金の各納期に指定された預貯金口座から自動的に納めることができます。

□座振替の手続きは、通帳の□座番号と届出印鑑 (金融機関により異なります)を用意して、□座振替 を行う各金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局の窓 □で申込みの手続きをしてください。市内の各金融 機関、郵便局には、結城市専用の□座振替依頼書が 用意してあります。 金

■□座振替のできる金融機関

結城市役所(各出張所を含む) 常陽銀行本店および各支店 足利銀行本店および各支店 筑波銀行本店および各支店 結城信用金庫本店および各支店 茨城県信用組合本店および各支店 北つくば農業協同組合本店および各支店 ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県および山梨県)(納期限内に限る。)

■□座振替の注意点

振替日に口座の預貯金が不足していると、振替ができませんので預貯金残高に注意してください。

転出や死亡、取引金融機関の変更などで、振替口座がなくなったり変更された場合には、必ず申込みの金融機関で口座振替の取消しや変更の届出を行ってください。

口座振替が開始されるまでには、金融機関での申込み手続き後、1~2カ月かかりますので余裕を持って手続きをしてください。



納期•口座振替日

間 収納課 ☎34-0413 保険年金課 ☎34-0381 介護福祉課 ☎34-0417

各期とも月末となります(12月のみ25日)。

ただし、土、日曜、祝日が納期限日の場合は、その翌執務日が納期限となります。納期限内の納税にご協力ください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
市県民税	4期					1期		2期		3期		
固定資産税·都市計画税		4期		1期			2期					3期
軽自動車税					全期							
国民健康保険税	7期	8期					1期	2期	3期	4期	5期	6期
後期高齢者医療保険料	7期	8期					1期	2期	3期	4期	5期	6期
介護保険料	5期	6期					1期	2期	3期		4期	

※口座振替日に振替ができなかったときは、翌月上旬ごろに通知でお知らせします。

市税についての証明・閲覧

問 税務課 市民税係 ☎34-0412 固定資産税係 ☎34-0431 収納課 ☎34-0415

証明書が必要な場合は、税務課または収納課へ申請してください。

本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

- ※申請の際には、本人であることが確認できる書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) を提示してください。
- ※委任状は、委任者本人による氏名の自書・押印または本人確認書類の添付が必要となります。
- ※土地·家屋評価証明等を相続人の方が申請する場合は、戸籍の写しなど関係の分かる書類を持参してください。

■税務関係証明書などの手数料

担	担当課種類		主な記載内容	手数料	
		納税証明(個人)	税目・納付すべき税額・納付済額	200円///	
収納課		納税証明(法人)	法人市民税·固定資産税	300円/件	
		軽自動車税納税証明(車検用)	車両番号·納税年月日·有効期限	無料	
		所得証明(一般用)	所得金額		
	<u> </u>	所得証明(児童手当用)	所得金額	7	
	市民税係	課税証明	税額・所得金額・所得控除の内訳	300円/枚	
	税	非課税証明			
	术	所在証明(法人)	法人名·所在地		
		住民税申告書の写		200円/枚	
税	固定資産税係	評価証明	地目(構造)・地積(床面積)・評価額		
税 務 課		課税証明	地目(構造)・地積(床面積)・評価額・税額		
課		所在証明(土地·家屋)		300円/枚	
		土地·家屋(補充)課税台帳登録事項証明	地目(構造)・地積(床面積)・評価額・課税標準額		
		無資産証明			
		住宅用家屋証明		800円/枚	
		課税明細書	確定申告に使用	無料	
		名寄帳の写 公図の写 地番図の写		200円/枚	
		閲覧		300円/件	



各種健(検)診など

問健康増進課健康増進係・管理係 ☎32-7890 保険年金課 国保年金係・医療福祉係 ☎34-0418

	内容	対象者	担当窓口	費用
健康診査がん検診	特定健康診査	国民健康保険被保険者 40歳以上75歳未満	保険年金課	1,500円
	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	国保年金係、医療福祉係	無料
	30代健康診査	30歳代の市民		1,500円
	胸部検診	30歳以上※1		無料
	喀痰検診	50歳以上(該当者)		1,000円※2
	胃がん検診	40歳以上		1,000円※2
	大腸がん検診	40歳以上		500円※2
	前立腺がん検診	50歳以上の男性		700円※2
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性		集団1,000円※2 医療機関1,900円※2
	乳がん検診	30歳以上の女性	健康増進課健康増進係	超音波マンモ1方向 集団:1,000円※2 医療機関:1,500円 マンモ2方向 集団:1,500円※3 医療機関:2,000円
	骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性		1,000円
	肝炎ウイルス検診	40歳以上		1,000円
献血	移動採血車による200ml、400mlの採血	16歳以上69歳未満		

- ※1 結核検診・胸部検診…65歳以上の人は、年1回検査が義務づけられています。 ※2 75歳以上無料
- ※3 40歳代の奇数年齢の方

予防接種

問 健康増進課管理係 ☎54-7005

子どもが元気に成長していくために適切な時期に予防接種を受け、免疫をつけることにより感染症にかか ることを予防します。

ロタ、BCG(結核)、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリ オ)、水痘(みずぼうそう)、麻しん風しん混合、日本脳炎、二種混合(ジフテリア、破傷風)、子宮頸がん予防など の予防接種を個別に指定医療機関で接種します。

- 出生届を提出した際に、予防接種の予診票綴と説明の冊子をお配りします。
- 子どもが最初の予防接種を受け始める前(生後2カ月になる前)に個人通知を行っています。

医療と福祉の 達生堂 グループ

一 広 告 —

社会医療法人 達生堂 城西病院 社会福祉法人 達生堂

公益財団法人

茨城国際親善厚生財団

結城市 城西病院 🔍 茨城県結城市

大字結城

10745 - 24

5:0296-33-2111





成人保健事業

問健康増進課健康増進係 ☎32-7890

健康運動教室

■リズムエクササイズ教室

- 対象者:市民
- 内容:音楽に合わせボールなどの器具を使ったエクササイズを行います。
- 申し込み:窓□・電話
- ●費用:無料
- ●日程:毎月第1、3月曜日(祝日、健診日などは休み)。午前10時から午前11時30分(受付開始:午前9時50分)。詳細はお知らせ版などで確認してください。

■ステップ&ラダー教室

- ●対象者:市民
- 内容:音楽に合わせてステップ台(踏み台)やラダーを使った有酸素運動を行います。
- 申し込み:窓□・電話
- 費用:無料実施日などにつ

実施日などについては、お知らせ版などで確認してください。

定例健康相談

- ●対象者:市民
- 内容: 尿検査、血圧測定、健診結果説明など健康の 保持増進に関する相談
- 実施会場: 結城市役所、健康増進センター、山川文 化会館
- ●申し込み:窓□・電話
- ●費用:無料
- ※実施日などについては「健康カレンダー」などで 確認してください。
- ※会場での健康相談のほか、電話相談・窓□相談も行っております。

栄養相談

- 対象者:市民
- ●内容

ライフステージごとの食事相談 生活習慣病予防のための栄養相談 健康診査事後指導 疾病別栄養指導(医師の連絡票が必要) その他栄養に関する相談

申し込み:電話費用:無料

健康教室

成人健康教室

- ●対象者:市民
- ●内容:高血圧、糖尿病、腎臓病、コレステロール、肥満などに関する健康講話・運動指導・調理実習など生活習慣病予防に関する教室です。「ふれあい出前講座」でも生活習慣病予防講座を実施しております。
- 申し込み:窓□・電話
- ●費用:無料
- ※実施日などについては、「お知らせ版」などで確認してください。ふれあい出前講座の申込はまちづくり協働課になります。

栄養改善教室

- ●対象者:市民
- 内容: 生活習慣病予防・健康づくり・食育などに関する健康講話・調理実習など
- ●申し込み:窓□・電話
- ※実施日などについては、「お知らせ版」などで確認してください。「ふれあい出前講座」でも栄養改善講座を実施しております。ふれあい出前講座の申込はまちづくり協働課になります。

特定保健指導

●対象者

国民健康保険加入者のうち、特定健診を受診した市民で、メタボリックシンドロームの危険性がある者

対象者へは通知をします。

●内容

特定健康診査の結果により、生活習慣の改善によってメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防効果が期待できる方に対し、生活習慣を見直すサポート(保健指導)を実施しています。保健指導は、動機づけ支援と積極的支援に分かれ、保健師や管理栄養士による個別支援など、3カ月間サポートします。

●費用:無料

家庭訪問

- ●対象者:市民
- ●内容:家庭において健康に関する相談が必要な方とそのご家族に対して保健師などが、必要に応じ家庭訪問を実施しています。
- ●費用:無料
- ※詳細についてはお問い合わせください。

民生委員・児童委員に関すること

問 社会福祉課 企画管理係 ☎34-0416

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生 労働大臣から委嘱され、児童福祉法による児童委員 を兼ねた社会奉仕者です。

その主な職務は、次のとおりです。

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する。
- 要援助者への相談・助言・援助を行う。
- 福祉サービス利用のための情報提供を行う。
- 社会福祉事業者との連携・活動支援を行う。
- 関係行政機関への業務協力を行う。
- 児童・妊産婦の生活・状況を把握する。
- 児童・妊産婦の保護、サービスの利用に関する情報提供を行う。
- 児童・妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業経営者、児童の健全育成に関する活動を行う者との連携・活動支援を行う。
- ・児童の健全育成のための気運の醸成に努める。 主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣 が指名し、児童福祉に関する関係機関および児童委 員との連絡調整、児童委員の活動に対する援助・協 力を行う。
- ※自分の住んでいる地域(区)担当の民生委員・児童 委員については、社会福祉課企画管理係へお問い 合わせください。
- ※民生委員·児童委員数 90人(定数) 主任児童委員数 3人

日本赤十字に関すること

間 社会福祉課 企画管理係 ☎34-0416

日本赤十字社の事業は、人道、博愛の精神のもとに国内・国外にわたり、皆様のいのちと健康尊厳を守るためさまざまな活動を展開しています。

- 社資・義援金の募集
- 災害罹災者の援護(見舞金・援助物資など)
- 赤十字奉仕団活動

生活保護に関すること

問 社会福祉課 社会福祉係 ☎45-4858

生活保護は、生活に困っている方に対して、その程度に応じて必要な保護を行うとともに、1日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

- •対象者:生活保護法に定める条件を満たす方
- 申請:相談の後、本人、その扶養義務者またはほかの同居の親族が申請します。

自立相談支援事業に関すること

問 生活困窮者自立相談窓口(市社会福祉課社会福祉係内) ☎45-4855

- •対象者:生活や仕事など生活上でお困りの方
- ●内容:専門の相談員がお話を聴いて、課題解決に向けてどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えて、自立に向けて一人一人の状況に応じたプランを作成して、継続的に支援を行います。経済的な問題だけではなく、心身や家庭の問題などにも応じます。相談者が自立した生活を営めるように、関係機関と連携しながら、様々な相談支援を行います。

子どもの学習支援事業に関すること

問 生活困窮者自立相談窓口(市社会福祉課社会福祉係内) ☎45-4855

- 対象者:要保護世帯や準要保護世帯の小学4年生 ∼高校3年生
- 内容: 学習支援教室を開催し、経験豊富なスタッフによる学習支援、進路や悩みなどについて助言を行い、学習習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。参加費は無料です。

就労準備支援事業に関すること

問 生活困窮者自立相談窓□(市社会福祉課社会福祉係内) ☎45-4855

- 対象者:長期間離職されていたり、就労経験が少ないことでお困りの方
- 内容:日常生活に関する支援や社会的能力の習得、就労体験の場の提供など、就労自立に向けての様々な支援を行います。

住居確保給付金事業に関すること

問 生活困窮者自立相談窓口(市社会福祉課社会福祉係内) ☎45-4855

- 対象者:離職ややむを得ない休業などにより住居を失ったり、失うおそれがある方
- 内容:家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居や就労機会の確保に向けた支援を行います。

手帳の交付

問 社会福祉課 障害福祉係・障害者支援係 ☎34-0438

身体障害者手帳

- 対象者: 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害のある方
- 内容:障害の程度によって1級から6級までに区分 されます。

療育手帳

- 対象者:児童相談所または福祉相談センター(判定機関)において、知的障害と判定された方
- 内容:障害の程度によって、④(最重度)、A(重度)、 B(中度)、C(軽度)に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

- ●対象者:精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた方で、手帳交付を希望する方。初診日から6カ月以上経過していないと申請できません。
- 内容:精神疾患(機能障害)とそれに伴う能力障害の状態から障害の等級が判定され、1級から3級までに区分されます。

各種手当

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎34-0438

| 障害児福祉手当(所得制限があります)

重度障害児に対して、手当が支給されます。

特別児童扶養手当(所得制限があります)

障害児を養育する保護者に対して、手当が支給されます。

特別障害者手当(所得制限があります)

在宅で重度の障害を有し、日常生活において常時 特別の介護を必要とする特別障害者に対して、手当 が支給されます。

在宅障害児福祉手当

在宅で障害児を介護している保護者に対して、手当が支給されます。

難病患者福祉手当

茨城県一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方に対し、手当が支給されます。





福祉サービス

問 社会福祉課 障害福祉係・障害者支援係 ☎34-0438

)自立支援医療の給付

○更生医療(所得制限があります)

身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害の軽減・ 除去や機能回復のための医療を受けた場合に、医療費 の自己負担額を軽減するための助成が受けられます。

○育成医療(所得制限があります)

身体障害のある18歳未満の方が、障害の軽減・除去や機能回復のための医療を受けた場合に、医療費の自己負担額を軽減するための助成が受けられます。

○精神通院医療

精神疾患(てんかんを含む)により、通院による継続した治療を受ける必要のある方が、医療費の自己負担額を軽減するための助成が受けられます。 ※いずれも、指定された医療機関での治療に限ります。

自立支援給付事業

居宅サービス

障害などのある方が在宅で訪問を受けたり、外出 支援によって利用するサービスを提供します。

○居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

○重度訪問介護

重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で 入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補 助をします。

○行動援護

行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助をします。

○重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

○同行援護

視覚障害のある方が外出するときに同行し支援 を行います。

○短期入所(ショートステイ)

家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

日中活動

障害者施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います。

○療養介護

医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

○生活介護(デイサービス)

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

○自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定 期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

○就労移行支援

就労を希望する方に一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

○就労継続支援

通常の事業者で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

居住支援

入所施設などで住まいの場としてのサービスを 行います。

○施設入所支援

施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護 などをします。

○共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営む方に、住居における相談や 日常生活上の援助をします。

広 告

■補装具の交付・修理

身体障害を持つ方に、障害を補うために必要な補 装具の購入・修理の補助を行います。(補装具ごとに 一定の障害要件を設けています)

地域生活支援事業

○日中一時支援事業

障害者(児)の家族のお仕事や休息のために、障害者(児)を一時的にお預かりし、その介護を行います。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行います。

○コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などに、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障害により自宅での入浴が困難な方の生活支援のため、訪問にて入浴サービスを提供します。

○日常生活用具の給付・貸与

在宅で生活する障害者の方に対して日常生活を 円滑に行うようにするための用具購入(小規模な住 宅改修を含む)の補助を行います。

○自動車改造費の補助

身体障害者手帳を持つ方で、一定の障害要件を満たす方が運転する自動車の制御装置などを改造するための費用に対して補助を行います。

○自動車運転免許取得費の補助

身体障害者手帳を持つ方で、一定の障害要件を満たす方に自動車運転免許を取得する際の教習費の補助を行います。

○地域活動支援センター

創作的活動または、生産活動の機会の提供、社会 との交流などを行う施設です。

○成年後見制度の利用支援

知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方の 法律行為や財産管理などを本人に代わって行う制 度です。申請に必要な費用の負担が困難な場合、申 立てに要する経費や後見人等の報酬を支援します。

●その他

○計画相談支援

障害福祉サービス(自立支援給付事業)を利用する障害などのある方に対し、事業所がサービス等利用計画の作成や障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行います。

○地域移行支援

障害者施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談、その他必要な支援を行います。

○地域定着支援

居宅において単身などで生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに対して相談、緊急訪問その他の必要な支援を行います。

障害児の福祉サービス

障害のある児童およびその保護者を対象に以下 の支援を行います。

通所サービス

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

○医療型児童発達支援

児童発達支援(日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その 他必要な支援) および治療を行います。

○放課後等デイサービス

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のため 専門的な支援その他必要な支援を行います。

その他

○障害児相談支援

通所サービスを利用する児童に対し、事業所が、 障害児支援利用計画の作成や通所サービス事業者 などとの連絡調整を行います。

その他サービス

○心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度は加入者が死亡または、 重度の障害状態になった場合、心身障害児(者)に年 金が支給される制度です。加入者には、毎月保険料 を納めていただきます。

○手帳用診断書料助成

障害者手帳(身体、精神)を作る際に必要な診断書料について助成金を支給します。(非課税世帯に限る。ただし同一障害に対し1回限り)

○通院交通費助成

重度の障害者手帳(身体、知的、精神)を持つ者が 病院などへの通院に使用したタクシー代について 限度額を決め、助成金を支給します。(各種手帳の等 級により制限があります)

精神保健事業

心の健康相談

- 対象者:市民
- ●内容:さまざまな心の健康に関する相談について 精神科専門医による個別相談を行っています。
- ●申込:窓口または電話にて事前予約
- ●費用:無料

精神デイケア

心の病を持つ方が、地域の支援を受けながら、社会の中で自立した生活を送ることができるようグループ活動を行っています。

※利用を希望する方は社会福祉課までお問い合わせください。

相談窓口

結城市障害者基幹相談支援センター

障害がある方やその家族など、地域で暮らす方の 「こまった」を「よかった」へ、お手伝いします。

●問い合わせ先

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地 結城市障害者基幹相談支援センター (市役所1階 社会福祉課障害者支援係)

☆34-0438 FAX33-6628 月曜〜金曜 8:30〜17:15 (土日祝日、年末年始を除く)

結城市障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する相談・通報などを受け付け、 障害者虐待の防止や早期発見、障害者および養護者 に対する支援などを行います。

●問い合わせ先

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地 結城市障害者虐待防止センター (市役所1階 社会福祉課障害者支援係)

☎①平日34-0438(直通番号) ②夜間および土日祝日32-1111(代表番号) FAX33-6628

高齢福祉

間介護福祉課

生活支援対策サービス

問介護福祉課 長寿支援係 ☎45-6672

ひとり暮らし高齢者等登録事業

定期的に訪問し、安否確認を行うとともに、緊急時に迅速な対応を行います。

- 対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり(要介護4・5)や認知症(認知症高齢者自立度Ⅲa以上)の状態にある高齢者
- ※民生委員を通して登録が必要です

愛の定期便事業

ひとり暮らし高齢者を対象に週1回乳酸飲料を配達し、安否確認と孤独感の解消を図ります。

- ●対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ※民生委員を通して登録が必要です

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

災害、急病、事故などの緊急時に消防本部に通報 できるシステムを設置します。

- 対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯でどちらか一方が要介護4・5の方
- ※民生委員を通して登録が必要です
- 利用者負担額:所得に応じて、設置工事、維持管理 費用が一部負担となります。

ふれあい配食サービス事業

栄養バランスのとれた昼食を宅配し、食生活の改善と健康保持を図り、安否確認を行います。

- 対象者:65歳以上の調理の困難なひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯
- ●利用者負担額:1食 400円

広 告



高齢者地域支援体制整備事業(高齢者向け法律相談)

高齢者などの悩みごとや心配ごとについて、相談員による適切な助言、提言を行い、不安解消を図ります。

●利用者負担額:無料

家族介護支援対策サービス

問介護福祉課長寿支援係 ☎45-6672

家族介護教室開催事業

介護知識や技術などの講習会を開催します。

• 対象者: 在宅で高齢者を介護している家族や介護 に関心のある方

家族介護者交流事業

介護者同士の交流会を通して、元気回復(リフレッシュ)を図ります。

●対象者:在宅で高齢者を介護している家族

ねたきり老人等福祉手当支給事業

在宅で介護をしている家族の経済的負担の軽減を図ります。

- 対象者:在宅で介護を受けるねたきり(要介護認定4・5)や認知症(認知症高齢者自立度Ⅲa以上)の 状態にある70歳以上の高齢者
- ※民生委員を通して登録が必要です
- 支給方法:6月・9月・12月・3月に地区民生委員が 福祉手当(月額3,000円)を配布します。

ねたきり老人等介護用品購入助成事業

介護用品5品目の購入助成券を交付することで、 家族の経済的負担の軽減を図ります。

対象者:在宅で介護を受ける要介護認定4・5の65 歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方

- 対象品目: 紙おむつ、ドライシャンプー、清拭剤、 尿取りパット、使い捨て手袋
- ●助成の方法:1カ月5,000円分の助成券を交付します。

生きがい対策サービス

問介護福祉課 長寿支援係 ☎45-6672

老人クラブ活動事業

生きがいづくりや健康づくりなど、お互いの親睦を図る自主的な活動を支援します。

対象者: おおむね60歳以上の方

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがい活動を支援し、文化、スポーツ 活動など機会を提供します。

●対象者: おおむね65歳以上の方

結城市生きがいふれあいセンター

問介護福祉課 長寿支援係 ☎45-6672

結城市生きがいふれあいセンター

市内の高齢者にふれあいの場を提供し、介護予防、健康増進および生きがいづくりを図ることを目的に設置されています。

- 所在地: 結城市大字鹿窪514番地9
- ■開館時間:午前9時~午後8時
- 休館日:毎週水曜日、12月29日~1月3日
- ●使用料金:無料
- ●利用方法:生きがいふれあいセンター管理事務所で、利用日の3日前(申請日と利用日を含めないで3日前)までに申し込みください。
 - ☎/FAX33-5950

広 告

元気は交流と食事から! 健康で安全な暮らしを サポートします。



フローレンス結城は、60歳以上で身の回りのことが自分で出来る程度の健康な方のための施設です。

収入が少ない方がご利用しやすい 価格設定 月総額77,000円~



同居は難しいが、1人で暮らしているお父様やお母様が 心配という方もお気軽にご相談ください。

社会福祉法人筑波会 ケアハウス フローレンス結城

〒307-0053 結城市新福寺2丁目7-2 **2 0296-32-2234** FAX 0296-33-0092

ご見学・お問合わせはお気軽に(受付9:00~17:00)

プローレンス 結城

Carehouse Florence Yuki

詳 しい 情 報 は ホームページでも ご 覧 頂 け ま す

フローレンス結城 Q 検索、 http://florence-yuki.com

結 城 市くらしの便利帳

介護保険のあらまし

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。

介護が必要となっても高齢者が地域で安心して 暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも 自立した生活を送れるよう支援します。

介護保険は、40歳以上の方(被保険者)が納める保険料と国、県、市からの公費(税金)で運営されています。介護や支援が必要になった被保険者は、要介護認定を受けることで、サービス事業者が提供する介護サービスを利用することができます。

介護保険料は40歳から納めます。40歳から64歳までの方と65歳以上の方では納め方に違いがあります。

65歳以上の方の介護保険料はそれぞれの市町村の介護サービス量等により決められ、所得や世帯の状況に応じて段階的に金額が設定されています。

	第1号被保険者	第2号被保険者			
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの 医療保険に加入する方			
サービスを 利用できる方	要介護状態や要支援状態 となった方	初老期の認知症、脳血 管疾患など16種類の 病気(特定疾病※)によ り要介護状態や要支援 状態となった方			
保険料	前年の所得および世帯の 住民税課税状況に基づき 決定します。保険料の納 め方は、65歳到達時は納 付書ですが、原則として 半年~1年で年金天引き に切り替わります。	加入している医療保険 の保険料に含めて納め ます。			
利用料の負担	原則として利用料の1割 から3割が自己負担とな ります。	利用料の1割が自己負 担となります。			

※特定疾病

- 初老期における認知症 脳血管疾患
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 閉塞性動脈硬化症 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ ・後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症 骨折を伴う骨粗しょう症
- 早老症末期がん

要介護認定の申請について

問介護福祉課介護認定係 ☎54-7001

介護サービスを利用して、生きいきとした 自分らしい生活を送りましょう

ホームヘルパーやデイサービス、介護保険施設入 所などの介護サービスを利用するためには「要介護 認定」を受ける必要があります。

■申請からサービス利用までの流れ

- ①市役所介護福祉課の窓口で申請をします。申請は本人のほか、ご家族でもできます。また、次のところでも申請の依頼ができます。
 - 地域包括支援センター
 - 居宅介護支援事業者
 - 介護保険施設





②認定調査員が自宅を訪問し、身体の状態や生活の 様子を調査します。

調査では定められた項目に従って調査員が質問をします。そのほか普段の暮らしぶりなどについて伺う場合もありますので、できるだけ具体的に日頃の状況について伝えてください。

- ③かかりつけ医から主治医意見書を取り寄せます。 意見書は市が直接医療機関に依頼します。
- ④介護認定審査会(保健・医療・福祉の専門家が審査)で要介護度が決まり、自宅に結果が届きます。
- ⑤要支援・要介護認定を受けた方は、介護支援専門 員(ケアマネジャー)と相談し、利用するサービス の計画を立てます。

ケアマネジャーは利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる、介護の専門家です。

- ⑥サービス開始となります。
 - ※申請してから要介護度が決まるまで約1カ月ほどかかります。

必要書類などについては、介護福祉課までお問い合わせください。

介護サービスの種類

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

居宅サービス

介護予防サービス(要支援1・2)	介護サービス(要介護1~5)
【訪問サービス】 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導	【訪問サービス】 ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
【通所サービス】 ・介護予防通所リハビリテーション	【通所サービス】 ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション
【短期入所サービス】 ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ・介護予防短期入所療養介護	【短期入所サービス】 ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護介護予防福祉用具貸与特定介護予防福祉用具販売介護予防住宅改修費支給	• 特定施設入居者生活介護 • 福祉用具貸与 • 特定福祉用具販売 • 住宅改修費支給

施設サービス(要介護と認定された方が利用できます)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
(特別養護老人ホーム)	(老人保健施設)	(療養病床など)	
	状態が安定している方に在宅 復帰できるようにリハビリを 中心としたケアを行います。	急性期の治療を終え、長期の療養を 必要とする方のための医療施設。	医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

あなたのかかりつけ看護師として"自分らしく生きる"をサポートします 訪問看護サービス内容 ご相談・お問い合せは 看護師がご自宅にお伺いして、 お電話またはホームページから 下記の希望するケアを提供いたします 一般社団法人 在宅看護センター佳実結 お薬の管理 ゆいナースステーション 医療機器管理 24時間 医療処置 緊急対応 結城市結城9143-2 (医師の指示に基づく) - お問い合わせ -TEL: 0296-54-4547 リハビリ 終末期ケア FAX: 0296-54-4548 回路地 認知症ケア https://www.zaitaku-kamiyui.com/ 介護の相談 休日 土·日·祝日

—— 広告 =

地域密着型サービス(原則結城市民の方が利用できます)

地域密着型介護予防サービス

• 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム 要支援2の方のみ利用可)

地域密着型サービス

- 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型通所介護

自己負担が高額になったとき (高額介護サービス費支給申請)

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

介護サービスの自己負担額(1割~3割)が、同じ月内に限度額を超えたときに、超えた分が後から支給されます(ただし、居住費・食費・日常生活費などは除きます。)

対象者:自己負担限度額を超えて自己負担額を支払った方(新規で該当する方には、申請の案内を通知します。)

介護と医療で自己負担が高額になったとき (高額医療合算介護サービス費支給申請)

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

同じ医療保険の世帯内で、1年間の医療と介護の両方を合わせた自己負担額が一定の金額を超えたときに、超えた分を利用者に支給します。

•対象者:8月から翌年7月までの1年間の医療と介護の自己負担額が基準額を超えた方(該当する方には、申請の案内を通知します。)

自己負担の軽減制度があります

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定証)

施設入所サービスおよび短期入所サービスを利用したときにかかる居住費・食費の自己負担が軽減されます。対象は、住民税非課税世帯の方でかつ、資産要件(預貯金等)の要件を満たす方です。軽減を受けるには申請が必要です。

介護予防•日常生活支援総合事業

問介護福祉課 長寿支援係 ☎45-6672

身体機能が低下し、国が定める基本チェックリストにより、事業対象者に該当した方と要支援認定者は、介護予防・生活支援サービスが受けられ、65歳以上の方は、一般介護予防事業が受けられます。

一般介護予防事業

主な教室

○いきいきヘルス体操教室

県が推奨するシルバーリハビリ体操を活用した 体操教室です。

○運動機能向上教室

膝や腰に痛みがある方などを対象に運動機能向 上を図る教室です。

○認知症予防教室

運動や□腔講話等を通じて認知症予防に取り組む教室です。



介護予防・生活支援サービス

訪問型サービス

○介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助のサービス提供が受けられます。

○訪問型サービスA

ホームヘルパーが訪問し、生活援助及び自立生活 支援のための見守り援助のサービス提供が受けられます。

通所型サービス

○介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターで、入浴サービスや食事の 提供、機能訓練が日帰りで受けられます。

○通所型サービスC

リハビリ専門職が行う短期集中の通所教室に参加し、生活機能改善のための支援を受けられます。

こんなときは手続きが必要です

問介護福祉課介護保険係 ☎34-0417

こんなとき	必要なもの
他市町村から転入したとき	前住所地で要介護認定を受けてい る場合は、受給資格証明書
他市町村へ転出するとき	介護保険被保険者証 ※要介護認定を受けている場合は、 結城市での要介護度を転入する 市町村で引き継ぐための受給資 格証明書を発行します。
死亡したとき	介護保険の被保険者証
市内で転居・氏名・世帯が変わったとき	介護保険被保険者証
介護保険被保険者証を紛失 または汚して使えなくなっ たとき	介護保険被保険者証再交付申請書、 被保険者証(持っている場合)、身分 を証明できるもの

※申請書類は窓口に用意してあります。

地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センター

間 地域ケア推進室 ☎34-0324

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から高齢者とその家族を支えます。

介護に関すること、医療や福祉、認知症やお金の管理に関することなど、専門の資格を持った職員が相談に応じ、さまざまな制度の紹介をしたり、必要なサービスが利用できるよう支援します。

ご相談の際は、お住いの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

|結城市東部地域包括支援センター「たけだ」

- 住所:結城12741番地
- ●電話:45-5501
- ●担当地区

本町 戸野町 曽我殿台 陣屋町 塔の下 晴1丁目 見晴町 観音町 戸張町 大切町 番 匠町 永横町 浦町 白銀町 国府町 国府町1 丁目 立町 肝入町 木町 大町 西町 石町 神明町 栄町 紺屋町 御朱印町 鍛冶町 西の宮 玉岡町 字大谷瀬 大谷瀬町 鉄砲宿 宮の下 松木合 人手町 上小塙 下小塙 中泉林鹿窪 小森 宮崎 慶福 久保田 辻堂 下り松3丁目・4丁目・6丁目

結城市西部地域包括支援センター <u>「ヒューマン•ハウス」</u>

- 住所:結城10767番地24
- ●電話:45-8222
- ●担当地区

下り松 城之内 新福寺1丁目・2丁目・3丁目・4 丁目・5丁目・6丁目 新福寺 中央町1丁目・2丁 目 繁昌塚 城南町1丁目・2丁目 大橋町 富士 見町 川木谷 川木谷1丁目・2丁目 みどり町1 丁目・2丁目 富士見町3丁目・4丁目 立の山東 立の山西 立の山南 立の山北 本田 上海 道 上の宮 逆井 五助 四ツ京 公達 作 の谷 下の宮 仁軒地 仁軒地西 アビダス城 西 善長寺 猿内 黒田 古新田 寺内

結城市南部地域包括支援センター「青嵐荘」

- ●住所:七五三場210番地1
- ●電話:54-6477
- ●担当地区

片蓋 西坪 矢畑 北坪 芝良前 中坪 東坪 古山 瓦塚 我里内 河岸 追立 馬場 南 原 芝崎 平間 前法内 先城谷 皿窪 上成 田間上 田間中 田間下 武井上 下 武井南 大戦防 江川新宿 江川大町西 江川大町東 大木西 大木東 北木大 鷺の谷 新田間町 小松町 北茂呂 南茂呂 七五三 ーツ木 蓮縄田 東茂呂 前新田 出山 粕礼 今宿 山川新宿 新宿新田 善右衛門新 田 古宿新田 山王 芳賀崎 浜野辺 水海道

在宅ケア相談センター

問 地域ケア推進室 ☎34-0324

在宅医療を希望する方やご家族及び地域の医療・ 介護・福祉に従事されている関係者の皆様をサポー トする相談窓口です。在宅医療について何でもお気 軽にご相談下さい。

- ●住所:結城9143番地2(メディスクエアゆうき内)
- ●電話:48-7125

成年後見制度の利用支援

問 地域ケア推進室 ☎34-0324

認知症など判断能力が不十分な高齢者の法律行 為の代行や財産管理など本人の判断能力を補い保 護する制度です。申請に必要な費用の負担が困難な 場合、申立てに要する経費や後見人等の報酬を支援 します。

徘徊高齢者等SOSネットワーク

間 地域ケア推進室 ☎34-0324

認知症等により徘徊行動のみられる高齢者や徘 徊のおそれのある高齢者が、行方不明または身元不 明になった場合に早期に発見し保護ができるよう 支援します。(登録が必要)

茨城県おかえりマーク

間 地域ケア推進室 ☎34-0324

認知症等により徘徊行動のみられる高齢者や徘 何のおそれのある高齢者が、事前登録した番号の 入った「おかえりマーク」を靴や杖、衣服など身の回 り付けておくことで、行方不明となったとき早期発 見及び身元の確認を支援します。

認知症サポーター養成講座

間 地域ケア推進室 ☎34-0324

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し て「認知症サポーター」を養成しています。「認知症 サポーター とは、認知症について正しく理解し、認 知症の人や家族を温かい目で見守る人のことです。

認知症カフェ 問 各地域包括支援センター

認知症の方とその家族が、日ごろの悩みや苦労を 参加者で分かち合い、お茶を飲みながら楽しいひと 時をすごしてリフレッシュする場です。一般の方も 参加できます。

奥順が



安心の『パナソニックエイジフリーショップ結城』まで

福祉用具レンタル …… 専門相談員がお客様の身体状況に合った福祉用具をご提案致します。

➡ 品販売 ······ 福祉用具をはじめ、暮らしを快適にする数多くの商品を取り揃えています。

↑ 護リフォーム ……… 介護の知識を持った建築士が対応いたします。





<茨城県指定(介護予防)福祉用具貸与事業所>第0870700234号 <茨城県指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所>第0870700234号

住所 茨城県結城市小田林2098 TEL 0296-33-0333 FAX 0296-20-8131

国民健康保険制度

間保険年金課

国民健康保険(国保)とは

問保険年金課国保年金係 ☎34-0418

国民健康保険とは病気やけがに備えて、加入者の皆さんが保険税を出し合い、医者にかかるときの医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外はすべての方が加入者となります。

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や林業などに携わっている方
- 退職して職場の健康保険などをやめた方や、家族の扶養からはずれた方
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない方
- 3カ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方など



国民健康保険の届出

問保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

次のようなときには、14日以内に届出をしてください。各種手続きには、身分証と個人番号が必要になります。

	こんなとき	必要なもの
	転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の離脱証明書
加入	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	職場の健康保険の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	
	転出したとき	国保の保険証
T) (職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
脱退	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
~	生活保護をうけることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	転居したとき	保険証
その	世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
他	世帯分離・合併したとき	保険証
	修学のため、ほかの市区町村へ下宿するとき	保険証、在学証明書





金

病気やけがをしたとき(療養の給付)

問保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

医療機関で保険証を提示するか、電子資格確認を受けると、医療費の一部を国保が負担します。

- ●自己負担の割合
- 小学校入学前:2割
- 小学校入学後70歳の誕生月まで:3割
- 70歳の誕生日の翌月から75歳の誕生日の前日まで:2割または3割

入院したときの食事代

間保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

入院したときの食事代は、診療や薬に掛かる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

医療費の払い戻しが受けられるとき (療養費の支給)

問保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

次のような場合で、医療費などを全額自己負担したときは、世帯主が窓口に申請し、審査の結果認められれば、医療費などのうち自己負担分を除いた金額が払い戻されます。医療処置が適切であったかを審査しますので、申請から支給まで1~3カ月ほどかかります。また、審査の結果認められずに療養費として支給できない場合もあります。

急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受け、医療費を全額負担したとき

必要なもの:国保の保険証、診療内容の明細書、領収書、口座番号が分かるもの

医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具を購入したとき

必要なもの:国保の保険証、補装具が必要と認めた医師の証明書、領収書、□座番号が分かるもの

医師が必要と認めた輸血のための生血代 を負担したとき

●必要なもの:国保の保険証、医師の理由書または 診断書、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の 領収書、口座番号が分かるもの

海外渡航中に国外で治療を受けたとき(治療目的で渡航した場合は対象になりません。)

●必要なもの:診療内容明細書、領収明細書(以上2つには日本語の翻訳文が必要です。)、国保の保険証、□座番号が分かるもの

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

問保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

国保に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠85日以上であれば死産・流産でも支給されます。ただし、他の健康保険から出産育児一時金に相当する給付金が受けられる場合は、国保からは支給されません。

- 支給額:42万円
 - ※産科医療補償制度未加入分娩医療機関は40万 4千円
- 支給方法:原則として出産に掛かる費用をあらか じめ準備することのないよう、出産した医療機関 に直接支払われます。

死亡したとき(葬祭費)

間保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

国保に加入していた方が死亡したとき、葬儀を 行った方に支給されます。

- 対象者:葬儀を行った方(喪主)
- 支給額:5万円
- 必要なもの: 通帳、会葬礼状または領収書、身分証

移送の費用が掛かったとき(移送費)

問保険年金課国保年金係 ☎34-0418

病気やけがで移動が困難な方が、医師の指示により緊急その他やむを得ず転院などをして移送に費用が掛かった場合に支給されます。

- 必要なもの:国保の保険証、医師の詳細な意見書 (移送を認めた理由・移送年月日・移送経路・移送方 法が分かるもの)、移送に掛かった費用の領収明細 書(移送区間・移送距離が分かるもの)、身分証
- ※単に通院や退院などで医療機関へ移動するため に掛かった交通費などは対象になりません。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

問保険年金課国保年金係 ☎34-0418

同じ月内に支払った医療費が高額になったとき、 限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支 給されます。



金

限度額適用認定証の交付

間保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

同一医療機関での受診で、同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合には、認定証を提示することで窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりします。

- ●対象者:国保に加入している方で、国保税の滞納がない世帯の方
- 必要なもの:国保の保険証、身分証
- ※交通事故などの第三者行為による治療には使えません。

国民健康保険税

問 保険年金課 保険税係 ☎34-0381

国保の医療費は、国保税によって支えられています。加入した月からやめた月の前月分までを世帯主が納めます。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯の中に加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。(擬制世帯主といいます。)

国保税額の計算

次の①~③の合計が年額となります。

- ①医療給付費分
- ②後期高齢者支援分
- ③介護支援金分

①~③について、それぞれ下記の算定で計算した 合計額が年額となります。

- 所得割額…加入者の前年の所得に応じて計算
- 資産割額…加入者の資産(土地・家屋)に応じて計算
- 均等割額…加入者の人数に応じて計算
- 平等割額…一世帯につきいくらと計算
- ※所得の低い方は、世帯(世帯主および被保険者)の 所得額に応じて国保税が軽減されます。

また、会社の倒産・解雇、雇い止めなどによって 失業された方が国保に加入した場合には、給与所 得を100分の30とみなして国保税が計算される 軽減措置があります。

国保税の納め方

納付書や口座振替による納付(普通徴収)と、一定の要件に該当する世帯の方について、年金からの天引き(特別徴収)による納付があります。

※納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

医療機関を受診するときは

間 保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の節減につながります。

病院などを利用するときには次の点に注意して、 上手に受診しましょう。

かかりつけ医を持ちましょう

日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」がいると安心です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

休日・夜間の受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。受診の前に、平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えてみましょう。

重複受診はやめましょう

同じ病気で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

薬のもらい過ぎに注意しましょう

薬は用量・用法を守って服用しなければ、効果が得られないばかりか、症状が悪化することもあります。医師や薬剤師の指示に従いましょう。

また、「お薬手帳」を利用し、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、薬の重複や飲み合わせを チェックしてもらうようにしましょう。

かかりつけ薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」と同様に「かかりつけ薬局」を持ち、調剤を1つの薬局に任せれば、複数の医療機関で受診している場合などに便利で、自分の薬歴などを把握した上でアドバイスが受けられるなどのメリットがあります。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許期間 の過ぎた新薬(先発医薬品)と同じ効果効能のある 処方薬で、新薬よりも低価格です。

ジェネリック医薬品を希望するときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示するなど、医師や薬剤師に意思を明確に伝えましょう。1つの新薬に複数のジェネリック医薬品がある場合や、逆にジェネリック医薬品がない場合もあります。医師の判断も重要ですので、きちんと説明を聞いて選択しましょう。

医療福祉費支給制度について

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

子ども(高校卒業まで)、ひとり親家庭の母(父)子、および障害のある方・妊婦が、妊娠にかかわる疾病で病院などの医療機関にかかったときに、その医療費(保険適用分)を助成する制度です。

新規申請

●対象者

- ・ 出生届を提出された新生児の保護者の方
- 市内に転入された方で、高校3年生までの児童を 現に監護している方
- 母子家庭および父子家庭で、18歳未満の児童を現 に監護している方およびその児童(所得制限あり)
- 一定以上の障害認定を受けた方(身体障害者手帳1級・2級・3級(内部障害のみ))、精神障害者保健福祉 手帳1級、療育手帳A・⑥、障害年金1級程度の障害で 年金を受給することができない方(所得制限あり)
- 各種健康保険に加入している妊産婦
- 申請方法:申請に必要な書類については、窓□へ お問い合わせください。

受給資格など変更申請

- 対象者:住所、氏名、加入する保険証など届出内容 に変更がある方
- ●申請方法:変更内容が確認できるもの(新しい保険証など)を持参してください。

交付状況証明交付申請

- 対象者:県内に転出される方
- ●申請方法:受給者証を持参してください。

医療福祉費支給について

- 茨城県内については、ھ医療福祉費受給者証と保 険証を医療機関(院外薬局を含む)に提示して診 療を受けてください。(好産婦特例を除く)
- 茨城県外については受給者証は使用できませんので、診療を受けた翌月以降に、領収書(受診者名、保険点数、診療月の記入のあるもの)・保険証・受給者証・預金通帳を持参のうえ保険年金課医療福祉係に請求してください。

■自己負担金について(重度心身障害者を除く)

外来診療は、「医療機関ごと(院外薬局を除く)に1日600円、1カ月2回(1,200円)を限度とする」外来自己負担金を支払っていただきます。

入院治療については、1日300円、1カ月3,000円を限度として入院負担金がかかります。また、入院時の食事代もマル福制度の対象外ですので、自己負担となります。

未熟児養育医療給付

出生時の体重が2,000グラム以下や、体の働きが 未熟な場合、入院などの医療費の助成を受けること ができます。

後期高齢者医療制度

間 保険年金課

後期高齢者医療制度とは

問 保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

平成20年4月から、これまでの老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が創設されました。

人口の高齢化と医療費の増加傾向を踏まえ、医療制度を将来にわたり維持するとともに、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするためのものです。

この制度は、県内のすべての市町村が加入する 「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営の主体と なります。ただし、届出が必要な場合などは、市町村 の窓口で行うことができます。

病気やけがをしたときに、医療機関で保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、診察、治療、薬などの処置、入院・在宅療養および看護などの医療を受けることができます。

後期高齢者医療制度に加入する方

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

後期高齢者医療制度の被保険者は、県内に住んでいる75歳以上の方および広域連合の認定を受けた障害のある65歳以上75歳未満の方となります。

75歳の誕生日の前月に、被保険者証をお送りいたします。

後期高齢者医療保険料

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

後期高齢者医療保険料の計算

後期高齢者医療制度の保険料は、個人ごとに算定し、定額の均等割と所得に応じて計算される所得割の合計となります。

均等割と所得割の保険料率は県内一律となり、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されます。

所得の低い方は世帯主および被保険者の所得に 応じて保険料が軽減されます。また、社会保険の被 扶養者(家族)であった方も同様に保険料が軽減さ れます。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料は、納付書や<u>年金からの差し引き(特別徴収)</u>により個人ごとに納付します。

次の条件に該当する方は、納付書による納付となります。

- 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える方
- 年度途中で後期高齢者医療制度に加入した方

病気やけがをしたとき(療養の給付)

問保険年金課医療福祉係 ☎34-0382

病気やけがをしたときに、医療機関で保険証を提示、医療費の一部を支払うだけで、診察、治療、薬などの処置、入院・在宅療養および看護などの医療を受けることができます。

自己負担の割合は一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。

入院したときの食事代

間保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

入院したときの食事代は、診療や薬に係る費用とは別に、1食分として定められた標準負担額の自己負担が必要です。

療養病床に入院したとき

間保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部の自己負担が必要です。

※療養病床とは

主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床のことです。

医療費の払い戻しが受けられるとき (療養費の支給)

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

次のような場合で、医療費などを全額自己負担したときは、支給申請書を提出し、審査の結果認められれば、医療費などのうち自己負担分を除いた金額が払い戻されます。医療処置が適切であったかを審査しますので、申請から支給まで2~3カ月ほどかかります。また、審査の結果認められずに療養費として支給できない場合もあります。

急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受け、医療費を全額負担したとき

必要なもの:後期高齢者医療の保険証、診療報酬明細書、領収書、□座番号が分かるもの

医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具を購入したとき

●必要なもの:後期高齢者医療の保険証、補装具が必要と認めた医師の証明書、領収書、□座番号が分かるもの

海外渡航中に国外で治療を受けたとき(治療目的で渡航した場合は対象になりません。)

●必要なもの:後期高齢者医療の保険証、診療報酬明細書、領収明細書(以上2つには日本語の翻訳文が必要です。)、□座番号が分かるもの

医療費が高額になったとき(高額療養費)

間保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

病気やけがで医者にかかり、同じ月内に限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、超えた部分があとから支給されます。

- 必要なもの:後期高齢者医療高額療養費支給申請書、□座番号が分かるもの
- ※後期高齢者医療高額療養費支給申請書が届いて から窓□で申請(一度該当になった方は、次から は自動的に□座へ振り込まれます。)

死亡したとき(葬祭費)

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

後期高齢者医療制度の被保険者が死亡したとき、 葬儀を行った方に支給されます。

- 対象者:葬儀を行った方(喪主)
- 支給額:5万円
- ●必要なもの:後期高齢者医療の保険証、喪主の通帳、喪主であることの証明書類(会葬礼状、領収書など)、窓口に来庁する方の身分証明書

健康診査を受けるとき

問 保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

後期高齢者医療制度に加入の方は、健診を無料で 受けることができます。

受診される際は、各集団検診会場、市内医療機関 に予約してください。

高額医療•高額介護合算制度

問保険年金課 医療福祉係 ☎34-0382

後期高齢者医療と介護保険の年間の自己負担額が高額になったときの負担を軽減するため、両方の年間の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合は、高額介護合算療養費としてあとから支給されます。

- 対象者: 医療保険(後期高齢者医療、国民健康保険、 被用者保険)と介護保険の両方に自己負担額がある世帯で定められた限度額を超えた場合
- 必要なもの:後期高齢者医療の保険証、高額介護合 算療養費支給申請書、□座番号が分かるもの
- ※毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に世帯で支払った後期高齢者医療と介護保険の合計額が一定の金額を超える場合、高額介護合算療養費が支給されます。

国民年金

間 保険年金課

国民年金はすべての国民に老後の生活保障や、障害になったときなどの保障を行うことを目的にした制度です。日本に住んでいる20歳から60歳までの方はすべて加入することになっています。

国民年金の加入・種別変更の手続きが 必要な場合

間保険年金課 国保年金係 ☎34-0418

厚生年金または共済組合を喪失したとき

- 対象者:厚生年金または共済組合を喪失した60歳 未満の方およびその配偶者
- 必要なもの:社会保険離脱証明書、年金手帳、身分証

会社員、公務員の被扶養配偶者でなくなっ たとき(離婚・収入増のとき)

- 対象者:厚生年金または共済組合に加入している 方の配偶者
- ●必要なもの:社会保険離脱証明書、年金手帳、身分証

| 希望すれば加入できるとき(任意加入)

- ●対象者
 - ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方 ②海外に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方
- 必要なもの:年金手帳、通帳、通帳届出印鑑

国民年金保険料の納付が困難な場合

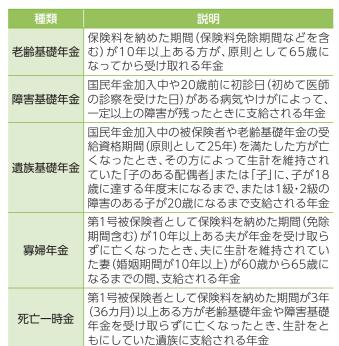
問保険年金課国保年金係 ☎34-0418

こんなとき	必要なもの
保険料免除申請をするとき	年金手帳、身分証 ※失業などを理由とするときは、雇用保険 被保険者離職票または雇用保険受給資格 者証
保険料学生納付特例を受けるとき	年金手帳、学生証または在学証明書、身分証

※申請を行う場合、諸条件により必要書類が異なる場合がありますので、申請前に添付書類の確認をお願いします。

国民年金の給付について

問保険年金課 国保年金係 ☎34-0418



※請求を行う場合、諸条件により必要書類が異なる場合がありますので、請求前に添付書類の確認をお願いします。





母子保健事業

問 健康増進課 母子保健係 ☎34-0329

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら妊娠の届出をしてください。妊娠の届出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、お母さんの妊娠からお子さんの誕生、そしてお子さんが小学校に入学するまでの、母と子の健康の記録となります。予防接種や健康診査などの際に必要となるものです。

- ●持参する物:住所地及び個人番号が確認できるもの
- ●対象者:結城市にお住まいの妊婦ご本人
- ●届出できる方:対象となる方ご本人(体調などの理由で来所できない場合は、代理の方でも可)
- ●届出期日:妊娠が分かり次第早めに(妊婦さんの氏名、住所、出産予定日、通院している医療機関名、受けた検査をご確認のうえ、お越しください。)
- 手数料:無料

妊婦健康診査

妊婦さんやお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するのが妊婦健康診査です。妊婦さんの健康診査は、一般的に出産までに14回程度受診するのが望ましいとされています。しかし、妊娠は病気ではないため健康保険は適用されません。出産までの健診を受ける際の経済的な負担を軽くするため、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

- 支給内容:妊婦健康診査の受診票(14枚)交付※ただし健診費用が補助券の助成額を上回ったときは、超過分は自己負担(有料)となります。
- ●対象者:結城市に住民登録のある妊婦さん
- 申請できる方:申請は必要ありません。(母子手帳 と一緒にお渡しします。)
 - ※転入の方は申請が必要です。

結城市不妊治療費助成事業

申請時に、市内に住所を有し、不妊治療をしている夫婦に対して治療費の一部を助成します。

助成対象の不妊治療は、保険外の診療の特定不妊治療(体外受精および顕微授精)が対象です。

助成については、いくつかの条件がありますので、詳しくは健康増進課母子保健係へお問い合わせください。

新生児聴覚検査

医療機関で受ける新生児聴覚検査の費用の一部を 助成します。

- ●対象者:結城市に住む新生児(母子手帳と一緒に 受診票をお渡ししています。)
- ※転入の方は申請が必要です。

産婦健康診査

医療機関で受ける、産後2週間、産後1カ月検診の 費用の一部を助成します。

●対象者:結城市に住む産婦さん(母子健康手帳と一緒に受診票をお渡ししています。)

赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

赤ちゃんの健やかな成長やお母さんが安心して子育てにのぞめるよう、生後4カ月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に子育てアドバイザー(助産師・看護師・保育士など)または保健師が家庭訪問します。

低出生体重児の届出

出生時の体重が2,500グラム未満の場合は、届出が必要です。「低体重児出生届」を健康増進課へ提出してください。

乳幼児健康診査(集団)

子どもの健やかな成長のために、下記の健康診査を実施しています。

実施日時については、個人通知いたします。

健康診査名	対象	会場
5カ月児健康診査	5~6カ月児	
1歳6カ月児健康診査	1歳6カ月児	市健康増進センター
2歳児歯科健康診査	2歳6カ月児	(結城市大字結城1194)
3歳児健康診査	3歳4カ月児	

乳児一般健康診査(3カ月から6カ月児)

お子さんの成長発達の確認と病気の早期発見を目的として生後3カ月から6カ月児健康診査を実施しています。

対象者:結城市にお住まいの生後3カ月から6カ月のお子さん。

母子健康手帳と一緒に受診票をお渡ししています。 ご利用の際は、医療機関へ直接ご連絡ください。

- ●利用料(費用):無料
- ※転入の方は申請が必要です。

| 乳児一般健康診査(9カ月から11カ月児)

お子さんの成長・発達の確認と病気の早期発見を目的として生後9カ月から11カ月児健康診査を実施しています。

- 対象者:結城市にお住まいの生後9カ月から11カ 月のお子さん
 - 母子健康手帳と一緒に受診票をお渡ししています。 ご利用の際は、医療機関へ直接ご連絡ください。
- 利用料(費用):無料
- ※転入の方は申請が必要です。

家庭訪問

子どもの健やかな成長のために、母親とお子さんの健康状態を確認したり、心配事をお聴きしたり、 保健師などが家庭訪問を実施しています。

(健康教室

臨床心理士・管理栄養士・歯科衛生士などによる 健康教室を開催しています。

- ●対象者:お子さんと保護者
- ●主な内容
- 離乳食教室
- 育児教室
- にこにこ教室(ことばと遊びの教室)
- 歯科教室
- ●申込・問合せ:健康増進課
- ●費用:無料

健康相談

乳幼児の身体計測や育児相談、管理栄養士による栄養相談などを行っています。

- ■すくすく相談 第1水曜日
- ■**定例健康相談** 毎月第2·第4水曜日
- ■栄養相談 毎月第3月曜日
- ※予約制となっておりますので、詳細については、健康増進課までお問い合わせください。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口です。 お気軽にご相談ください。

■産前・産後サポート教室

産後ケア(宿泊型・訪問型)も実施しています。 ※詳細については、お問い合わせください。

児童手当

問 子ども福祉課 子育て支援係 ☎34-0427

手当の支給を受けるには申請が必要です。出生、転入した日(転入予定日)の翌日から15日以内に申請をしてください。申請が遅れると、遅れた分の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

- ※公務員の方は勤務先での手続きとなります。
- 申請および受給できる方 市内に在住で、支給対象となる児童を養育する父母など
- ●支給対象となる児童○歳から中学校卒業まで(満15歳以後の最初の3月31日まで)の児童
- ●手当の月額
- <所得制限限度額未満の方>
- 3歳未満:1万5.000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子•第2子):1万円
- 3歳以上小学校修了前(第3子以降):1万5,000円
- 中学生: 1万円
- <所得制限限度額以上の方>
- 5,000円(0歳~中学生)
- ※所得制限限度額については、子ども福祉課子育て 支援係へお問い合わせください。
- ●申請窓口:子ども福祉課
- 申請の際に必要となるもの
- 申請者名義の通帳または□座のわかるもの(手当は銀行振込となります)
- 申請者・配偶者のマイナンバー※その他 必要に応じて提出書類が
 - ※その他、必要に応じて提出書類がある場合があります。
- ●手当の支払期日:6月、10月、2月の10日(前月分までの4カ月分が支払われます。)
- ●このようなときは窓口へ
- 他の市町村へ転出するとき
- 児童と別居するとき
- 養育する児童が増えたとき
- 公務員になったとき など

広 告



ママパパ子育て応援事業

問子ども福祉課子育て支援係 ☎34-0427

保育園等に通園していない0~3歳未満の乳幼児を保育している保護者に対し、一時預かり事業を利用できる助成券を交付します。

結城市子育て支援センター

問国府町1-1-1 ☎34-1070

子育て支援センターは、0歳から就学前の子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、地域の子育て関連情報の提供や親子で参加できる楽しい企画遊びなども実施しています。

●開館時間

午前9時~午後0時、午後1時~午後4時30分 (月曜日~土曜日<月曜日、土曜日は変動あり>)

※詳しい日程や申し込みなどの詳細については直接お問い合わせください。

ファミリーサポートセンター

問 結城市ファミリーサポートセンター

(社会福祉法人 結城市社会福祉協議会) ☎33-0225 結城市大字結城1194番地(結城市健康増進センター内)

社会福祉法人 結城市社会福祉協議会が設置する ファミリーサポートセンターでは、子育ての援助を 受けたい方(利用会員)と援助を行いたい方(協力会 員)が会員登録を行い、協力会員が利用会員に対し てさまざまな育児の手助けを行っています。

●対象者

- 子育ての援助を受けたい方<利用会員> 好産婦または小学生までのお子さんがいる方
- 子育ての援助を行いたい方<協力会員> 心身ともに健康で、子育てに理解があり、子ども を預かることができる方
- ※センターが実施する説明会、講習会を受講し、会員登録をすることが必要です。
- ※利用会員と協力会員の両方に登録することもできます。

●申請できる方

センターの講習を受講し、会員登録した方

●利用料金

	利用時間	料金(1時間あたり)
	午前7時30分~午前8時30分	700円
平日	午前8時30分~午後5時	600円
午後5時~午後7時		700円
	土·日·祝日	700円

- ※最初の1時間までは、それに満たない場合も1時間 の料金とみなします。
- ※最初の1時間を経過した後は30分単位で精算し、 30分以内は半額とし、それを超え1時間までは1 時間の料金とみなします。

病児保育事業

問子ども福祉課 保育係 ☎54-7003

病児保育とは?

お子さんが病中であって集団保育が困難な期間、 下記施設に付設された専用スペースなどにおいて 保育を行う保育サービスです。

●実施施設

●対象者

おおむね6か月から小学6年生のお子さん。

- ①結城市または小山市に住所を有するか、市内の 事業所に保護者が勤務している。
- ②病気中または、出席停止期間中である。
- ③保護者の勤務などの都合により、家庭での保育が困難である。
- ※利用方法は実施施設へお問い合わせください。

保育所(園)とは?

保護者が仕事や病気のため、家庭で十分に保育できない(保育に欠ける)お子さんを、毎日一定の時間保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

入所できる要件

結城市に住民登録をしており、保護者が次のいずれかの事情により、お子さんを保育できない場合に限ります。幼稚園と異なり、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、下の子の保育に手がかかるためということは入所の要件にはなりません。

- 昼間に家庭内外で仕事をしている。
- 妊娠、出産、病気、負傷または心身に障害がある。

- 常時、病人や心身障害者の介護をしている。
- 火災などの災害の復旧にあたっている。
- その他の事情により児童の保育ができない。

入所受付

申請書一式、証明書などの様式は市役所子ども福祉課にあります。また、結城市のホームページからもダウンロードが可能です。

新年度からの申込みは例年、10月に新年度入所の一斉の申込みを受け付けています。年度途中入所をお考えの方は、入所を希望する月の前月の10日までに市役所子ども福祉課にて申込みをしてください。

保育所(園)一覧

保育所(園)名				明元吐明 /江巨/2 李今\	通園バス	子育て支援事業など実施状況	
	休月川(風)石	定員		開所時間(延長保育含)	週恩ハス	延長保育	一時預かり
	城西保育所	80名	平日	午前7時30分~午後7時	なし	0	_
	☎ 33-4540	004	土曜	午前7時30分~午後6時30分	<i>A</i> U		_
公立	山川保育所	60名	平日	午前7時30分~午後6時30分	なし		0
ΔT	☎ 35-0104	004	土曜	城西保育所で実施	76 U		
	上山川保育所	60名	平日	午前7時30分~午後6時30分	なし		_
	☎ 35-0011	004	土曜	城西保育所で実施	76 U		
	結城明照保育園	110名	平日	午前7時~午後7時	なし		
	☎ 45-7270	1104	土曜	午前7時~午後7時	76 U		
	みくに保育園	200名	平日	午前7時~午後7時	あり		0
	☎ 33-5946	2004	土曜	午前7時~午後6時	ر.رق		
	結城ふたば保育園	199名	平日	午前7時~午後7時	あり		
	☎ 33-4834	1994	土曜	午前8時~午後5時	ر.رق		
	つくば保育園	170名	平日	午前7時30分~午後7時	あり	0	
	☎ 32-2235	1704	土曜	午前7時30分~午後6時30分	ر.رق		
私立	たま保育園		平日	午前7時15分~午後7時			0
	☆35-1363	80名	土曜	午前7時30分~午後6時30分	あり	0	
			休日	午前7時30分~午後6時30分			
	結城あすなろ保育園	70名	平日	午前7時~午後7時	なし	0	
	☎ 32-7397	704	土曜	午前7時~午後6時	ゆし		
	かなくぼ保育園	120名	平日	午前7時~午後7時	あり		0
	☎ 32-7965	1204	土曜	午前7時~午後7時	ر٠ري		
	玉岡尭舜認定こども園	教育:130名	平日	午前7時~午後7時	あり		
	☎ 45-6363	保育: 70名	土曜	午前7時~午後6時	ر.رق		

○:実施 一:未実施

両親が働いているなどの理由で、昼間お子さんの面倒を見られない家庭の、小学校に通う児童を放課後や夏休みなどの長期休暇中に預かり、遊びを主とした生活指導、児童育成を行っています。

申し込みや詳細については、直接各学童クラブへお問い合わせください。

₽₩	EC+-th	商红平中		児童受入時間		利用料(月額)		
名称	所在地	電話番号	学校授業日	学校休業日	土曜日	おやつ代を含む		
結城西小 児童クラブ	結城10290-1 専用施設	33-0154	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,500円~6,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
結城西小 第二児童クラブ	結城10290-1 専用施設	33-0154	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,500円~6,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
結城西小 第三児童クラブ	結城10290-1 専用施設	33-0154	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,500円~6,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
結城小学校 学童クラブ	結城1927 西校舎 1F	33-8638	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常8,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
結城小学校 第二学童クラブ	結城1927 西校舎 1F	33-7915	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常8,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
結城小学校 第三学童クラブ	結城1927 西校舎 1F	33-8638	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常8,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
城西小 児童クラブ	結城9707番3 専用施設	33-7868	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常8,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
城南小 学童クラブ	城南町1丁目 11番地 プール西側専 用施設	33-0124	放課後~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00	通常7,500円~6,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
江川北小 学童クラブ	田間1421	35-1886	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常8,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
絹川小 学童クラブ	小森2227	33-7555	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,500円~4,500円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
山川小 学童クラブ	今宿1164-1	35-0136	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,000円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
上山川小学校 学童クラブ	上山川3388	35-0246	放課後~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00	通常7,000円~4,500円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
江川南小 学童クラブ	北南茂呂81	35-2410	放課後~18:00	8:00~18:00	8:00~18:00	通常7,500円~5,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
学童クラブ つくば	新福寺2-8-7 (つくば幼稚園 内)	32-2235	放課後~18:30	8:30~18:30		通常11,000円・バス利用料2,000円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		
玉岡尭舜 認定こども園 学童保育クラブ	結城12018-1 (玉岡尭舜認定 こども園内)	45-6363	放課後~18:00	8:00~18:00		通常8,000円~11,300円 夏休みなどのみ利用:別料金 保険料など		



児童扶養手当

問子ども福祉課 子育て支援係 ☎34-0427

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母 と生計を同じくしていない子どもが育成される家 庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給さ れる手当です。

●対象者

次の①~⑨のいずれかに当てはまる児童(18歳到 達年度の末日まで。心身におおむね中度以上の障 害がある場合は20歳未満まで)を監護(保護者と して生活の面倒を見ていること) している母、児 童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母 にかわってその児童を養育している方(養育者)

- ①父母が離婚した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が政令で定める障害のある児童
- ④父又は母が生死不明な児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である
- ※公的年金等の受給がある場合は、差額分のみ受給 できます。

手当金額(月額)

手当額については、所得額による支給制限が設け られています。受給資格者または生計を同じくす る扶養義務者(受給資格者の父母、祖父母、兄弟姉 妹、子どもなど)の所得状況により、全部支給、一 部支給または全部支給停止に区分されています。 一部支給は、就労収入の増減に応じて10円刻みで 設定されています。

<全部支給>

- 児童1人 43.160円
- 2人目の加算額 10,190円
- 3人目以降の加算額 6,110円
- <一部支給>
- 児童1人 43,150円~10,180円
- 2人目の加算額 10,810円~5,100円
- 3人目以降の加算額 6,110円~3,060円
- ※令和3年度時点の支給額です。

支給額は物価スライド制により変更になること があります。

●支給月:5月·7月·9月·11月·1月·3月(前月分ま での2カ月分が支払われます。)



子育で・教育

子どもに関する相談

子どもに関する相談に応じます。一人で悩まず気軽にご相談ください。

相談名	電話番号	内容			
家庭児童相談 (子ども福祉課)	☎ 54-7020	子育てに関する相談 ※悩んだり、困ったら気軽にご相談ください。 相談時間:月〜金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分〜午後5時15分 相談方法:来庁または電話 場 所:市役所1F家庭児童相談室			
いばらき虐待ホットライン (茨城県)	☎0293-22-0293	子どもに関する24時間電話相談窓口 相談時間:毎日24時間			
筑西児童相談所	☎ 24-1614	子どもに関する相談窓口 相談時間:月〜金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分〜午後5時15分 相談方法:来庁または電話			
教育支援センターフレンド 「ゆうの木」	☎ 33-1201	小学生から中学生までの子どもの教育相談 ※子どもの教育で悩んだら、気軽にご相談ください。 相談時間:月〜金曜日(祝日、休館日を除く)午前9時〜午後4時			
子どもホットライン	☎ 029-221-8181 FAX029-302-2166	いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など、子ども専用の相談窓口			
教育・子育て電話相談	☎029-225-7830 FAXO29-302-2161	しつけ、非行、いじめ、不登校、家族関係など 相談時間:毎日午前9時~午前0時(祝日、年末年始々			
さばいの 七の 南託	☎029-855-1000	相談時間:毎日24時間			
茨城いのちの電話	☎029-350-1000	相談時間:毎日24時間	いじめ、自殺、教育問題、その他 		
女性相談 (子ども福祉課)	☎ 54-7020	DVや女性の抱えるさまざまな悩み関する相談 相談時間:月〜金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分〜午後5時15分 相談方法:来庁または電話 場所:市役所1F家庭児童相談室			



市内の小中学校・幼稚園 間学校教育課 子ども福祉課 給食センター 指導課

幼稚園

私立

幼稚園名	所在地	電話番号
富士見幼稚園	結城10584	32-6464
つくば幼稚園	新福寺二丁目8番地7	32-2346
結城ひかり幼稚園	江川新宿1973-15	35-3826
玉岡尭舜認定こども園	結城12018-1	45-6363

小学校

学校名	所在地	電話番号	通学区域		
結城小学校	結城1927番地	33-2727	本町 戸野町 曽我殿台 陣屋町 塔の下町 見晴町一丁目 見晴町 観音町 戸張町 大切町 番匠町 永横町 浦町 白銀町 国府町 国府町一丁目 立町 肝入町 木町 大町 西町 石町 御朱印町 鍛冶町 神明町 栄町 紺屋町 西の宮 玉岡町 字大谷瀬 大谷瀬町 鉄砲宿 人手町 上小塙 下小塙 宮の下 松木合		
城南小学校	城南町一丁目 11番地	32-3003	下り松 下り松三丁目 下り松四丁目 下り松六丁目 辻堂 城之内 新福寺 新福寺一丁目 新福寺二丁目 新福寺三丁目 新福寺四丁目 新福寺五丁目 新福寺六丁目 中央町一丁目 中央町二丁目 繁昌塚のうち吉田用水の東側 城南町一丁目 城南町二丁目		
結城西小学校	結城10290番地1	32-8200	大橋町 富士見町 川木谷 川木谷一丁目 川木谷二丁目 みどり町一丁目 みどり 町二丁目 富士見町三丁目 富士見町四丁目 立の山東 立の山西 立の山北 立の 山南 本田 上海道 上の宮 逆井 五助 四ツ京		
城西小学校	結城9633番地1	32-8400	公達 繁昌塚のうち吉田用水の西側 作の谷 下の宮 仁軒地 西仁軒地 善長寺 猿内 黒田 古新田 寺内 片蓋		
絹川小学校	小森2227番地	33-3214	小森 宮崎 慶福 久保田 中 泉 林 鹿窪		
上山川小学校	上山川3388番地	35-0225	西坪 矢畑 北坪 芝良前 中坪 東坪 古山 瓦塚 我里内 河岸 追立 馬場南宿 前法内 原 芝崎 平間 先城谷 皿窪		
山川小学校	今宿1164番地1	35-0013	村礼 今宿 山川新宿 新宿新田 善右衛門新田 古宿新田 山王 芳賀崎 浜野辺 水海道		
江川北小学校	田間1421番地	35-0109	上成 田間上 田間中 田間下 武井上 武井下 武井南 大戦防 江川新宿 江川大町西 江川大町東 大木西 大木東 大木北 鷺の谷 新田間町 出山の一部 小松町		
江川南小学校	北南茂呂81番地	35-0072	北茂呂 南茂呂 七五三場 東茂呂 一ツ木 前新田 蓮縄田 出山の一部		

中学校

学校名	所在地	電話番号	通学区域		
結城中学校	小田林2600番地	33-2154	城南小学校通学区域 結城西小学校通学区域 城西小学校通学区域		
結城東中学校	結城3381番地	33-5101	結城小学校通学区域 絹川小学校通学区域のうち小森 宮崎 久保田 慶福		
結城南中学校	大木1123番地	35-0345	絹川小学校通学区域のうち中 泉 林 鹿窪 江川北小学校通学区域 江川南小学校 通学区域 山川小学校通学区域 上山川小学校通学区域		





小学校入学

問 学校教育課 学務係 ☎32-9997

市内には小学校が9校あります。

4月から新たに入学する子どもがいる家庭には、 前年の9月ごろに健康診断の日程などをお知らせし ます。

また、入学する学校や期日を1月中旬に通知します。

対象者:新入学児童・保護者

中学校入学

問 学校教育課 学務係 ☎32-9997

市内には中学校が3校あります。 入学する学校や期日を1月中旬に通知します。

対象者:新入学生徒・保護者

転校の手続き

問 学校教育課 学務係 ☎32-9997

転出(市外への転出)・転居(市内で学校区が変わる転居)する場合は、在学している学校に申し出をすると、 転校に必要な書類(在学証明書と教科用図書給与証明書)が発行されます。

他の区市町村に住所が変わるとき

市民課窓口係で「転出届」をすると「転出証明書」が発行されます。これを現在通学している学校へ提示し「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、新住所地で転入の手続きをした後、新しく指定された学校へ「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出して、転校の手続きをしてください。

(注)新たに通学する学校や手続きの詳細などについては、あらかじめ転出先の区市町村教育委員会で確認してください。

市内で学校区外に住所が変わるとき

市民課窓口係で「転居届」の手続きをした後、教育委員会へ行き教育委員会より新しい学校が指定され「就学通知書」が交付されますので、新しく指定された学校へ「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持参の上、転校の手続きをしてください。

指定学校変更•区域外就学

問 学校教育課 学務係 ☎32-9997

結城市では、住民登録されている住所に基づいて市内小中学校の通学区域を定めていますが、家庭事情などで、保護者の申し出があった場合は、定められた通学区域の学校以外に就学させることを認める場合があります。要件などは次のとおりですので、不明な点は学校教育課学務係へお問い合わせください。

許可要件	許可期間	添付書類
1. 地理的な事情に関するもの		
(1)指定学校への通学が困難な場合	卒業まで	
(2) 当該地域の慣習または活動の区域が学区と異なる場合	卒業まで	
2. 身体的な事情に関するもの		
(1)疾病などによる通院加療により指定学校への通学が困難な場合	事由解消まで	医師の診断書など
(2) 指定学校に当該児童または生徒の障害の種類に応じた特別支援学級がない場合	卒業まで	
3. 家庭の事情に関するもの		
(1)住宅の新築などにより変更を希望する学区への転居が確定している場合	事由解消まで	住居の売買契約書、 賃貸借契約書など
(2)児童(小学生以下の児童に限る。)の帰宅後の保護に支障を生じる場合	小学校卒業まで	保護者の勤務証明書、 預かり確認書
(3)兄弟姉妹が指定学校の変更をされている場合	兄弟姉妹の卒業まで	
4. 教育的な配慮を必要とするもの		
(1)現在または過去のいじめまたは深刻な悩みにより、指定学校への就学が困難な場合	必要な期間	
(2)不登校の解消を理由とする場合	必要な期間	
(3)学年途中で転居したが、友人関係または教育環境を維持することが望ましい場合	学年末まで	
5. その他教育委員会が特に必要と認めるもの	必要な期間	

学校給食 問給食センター ☎32-1010

結城市内12小中学校へ学校給食を提供しています。

対象者:児童生徒、教職員

給食費:小学校4,250円/月額 中学校4,650円/月額

第3子以降の給食費無償化

義務教育課程中の子どもが3人以上いるご家庭の 3人目以降の給食費が無料となります。

- ●対象者:次に掲げる全てに該当する方
 - 1. 義務教育期間中の子を3人以上養育している。
 - 2. 保護者及び児童生徒が本市の住民基本台帳に記録されている。
 - 3. 結城市立小学校又は中学校に在籍している。
 - 4. 属する世帯において過年度分の給食費に未納がない。
 - 5. 生活保護法の教育扶助を受けていない。
 - 6. 準要保護者の認定を受けていない。申請は不要です。

就学援助費(要保護•準要保護)

問 学校教育課 学務係 ☎32-9997

経済的理由により就学が困難と認められる場合、 就学奨励のための援助を行っています。

- ●対象者:児童生徒の保護者(生活保護世帯および これに準ずる程度に困窮する世帯)
- 申請窓□:各小中学校へご相談ください。
- ※学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費(学校保健法に定める疾病)が援助されます。

(要保護世帯の場合は、修学旅行費および医療費のみが援助されます。)

奨学資金 間学校教育課 学務係 ☎32-9997

結城市奨学金

- 対象者:大学、短期大学、専門学校などへ進学(在学)する方
- ●採用人数:若干名
- 貸与額:年額25万円※4年制大学の場合は、合計100万円
- ●返還期間:卒業1年後から10年以内
- ●返還免除規定
- 一部免除: 最終学校を卒業した月の翌月から6か 月以内に5年間継続して市内居住
- 全額免除:最終学校を卒業した月の翌月から6か 月以内に5年間継続して市内居住及び 勤務

結城市奥順奨学金•乙女屋本店奨学金

- ●対象者: 高等学校、高等専門学校、大学、短期大学 または専門学校に進学(在学) する方
- ●採用人数:若干名

学校の種別	貸与額	貸与期間	返還期間 (卒業1年後 から)
高等学校	年額16万円 ※全日制3年間の場合 は、合計48万円	在学する学 校の正規の 修学期間	5年以内
高等専門学校	年額20万円 ※3年間で合計60万円	3年間	8年以内
大学 短期大学 専門学校	1年目50万円 2年目30万円 ※2年間で合計80万円	2年間	8年以内

教育相談

問 結城市教育支援センターフレンド「ゆうの木」 ☎33-1201

電話相談•来所相談(月~金 9:00~16:00)

いろいろな教育相談を行っています。お子さんの教育でお悩みの方は気軽にご相談ください。

<たとえば…>

お子さんが学校へ行けない 友達とけんかをしがち 他の子に比べて遅れがあるようだ じっとしていられない いじめにあっているようだ 言葉がうまくしゃべれない ・・・・など

- 電話での相談や、相談員が保護者やお子さんに 会って話を伺う直接相談などがあります。
- 対象は、小学生から中学生までです。
- 相談内容の秘密は守ります。
- 費用は無料です。お子さんにとってどのような支援が必要なのか、一緒に考えましょう。

適応指導教室(月火木金 10:00~15:00) ※学校の休業日を除く

登校に不安をもったり、登校できなくなったりした児童生徒を再登校に向けて支援します。気持ちを安定させ集団になじみやすくするための支援や個別相談を行います。

- 主な活動は、学習活動やふれあい活動(スポーツ活動・体験活動・交流活動)です。一人一人の児童生徒に合わせた内容や計画で行います。
- 学校から申請書類をもらって、入室手続きをして ください。
- 来室相談や施設見学はいつでも行っています。

※ 文化・スポーツ

ゆうき図書館

間 ゆうき図書館(国府町1-1-1) ☎34-0150

1開館時間

午前9時~午後7時

2休館日

- 月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌平日が休館 日となります。)
- 年末年始(12月29日~翌年1月3日)
- 館内整理日(12月以外の毎月最終水曜日)
- •特別整理日(毎年10日以内)

3利用者登録

どなたでも登録をしていただくことができます。 (健康保険証、運転免許証、学生証など氏名・住所・ 生年月日が確認できる身分証明書をご持参くだ さい。

※また、小学生以下のお子さんが利用登録をする場合には、保護者の同行が必要です。その際、保護者の身分証明書(上記同様)を確認させていただきます。)

4資料の貸出し

	種類	貸出数	貸出期間
個人	図書資料	冊数無制限	14日間
	雑誌資料 3冊以内(最新号を除く)		7日間
	視聴覚資料	3点以内	7日間

⑤イベント棚・季節棚

毎月異なるテーマで選んだ資料を展示する「イベント棚」を1階・2階カウンター周囲に展示しています。

結城市民情報センター

問 結城市民情報センター(国府町1-1-1) ☎34-0150

1開館時間

午前9時~午後7時

※「多目的ホール」、「会議室」をご利用の方は午前 9時~午後9時30分

2休館日

- 月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌平日が休館日となります。)
- 年末年始(12月29日~翌年1月3日)
- 3施設

地下1階 駐車場

1階 エントランスホール、総合案内カウンター、 図書館資料返却カウンター、キッズスペース、マルチスペース、みゆき広場、物産センター

2階 スペースA、スペースB、スペースC、フリースペース、結城市子育て支援センター

3階 多目的ホール、会議室、IT研修室

4階 天体ドーム

4イベント

マルチスペースで「作品展示、ポスター展示」、天体ドームで毎月その季節に応じた「天体観望会」 などを行っています。

結城市立公民館

問 結城市立公民館(結城1446-10) ☎33-3191

結城市立公民館北部分館

結城市立公民館北部分館(結城1745-1)

現在、市内には市立公民館本館と市立公民館北部分館があります。

公民館は、市民のために実際生活に即する教育、 学術および文化に関する各種の事業を行い、市民の 教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文 化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的と しています。

学習や文化活動、会議などに利用できます。ただし、営利を目的とする事業、政治活動や宗教活動などには利用できません。

施設

○市立公民館

1階 集会室1、集会室2、音楽室、調理実習室 2階 集会室3、集会室4、集会室5、和室

○市立公民館北部分館

1階 ホワイエ、会議室1、会議室2

利用案内

平日 午前9時~午後9時休日 午前9時~午後5時

●休館日

- 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
- 年末年始
- その他館長が必要と認める日
- ※施設の空き状況や申込方法、料金など、詳しいことは、市立公民館本館へお問い合わせください。

結城市鹿窪運動公園

問 結城市鹿窪運動公園(鹿窪1)

☎33-6660(予約専用 ☎33-9000)

結城市鹿窪運動公園は、結城市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点であり、市民がスポーツ活動を通して交流し、健康増進を図る施設です。

かなくぼ総合体育館アリーナは、ステージと観客 席が可動式になっており、多様な用途に利用でき ます。鹿窪野球場は全面人工芝で、野球のみならず、 サッカーなどの球技や催事にも利用できます。ま た、テニスコートは砂入り人工芝を使用したコート で、ナイター設備も完備されています。

開館時間および使用時間区分

●開館時間

午前9時~午後10時

●休館日

- 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日が休館日となります)
- 年末年始(12月29日~1月3日)

●施設

かなくぼ総合体育館(会議室、控室、シャワールーム、トレーニング室)、第2体育館、武道館、テニスコート(8面)、鹿窪野球場(審判室、放送室、本部室、ロッカー室、ミーティングルーム)、サッカー場、相撲場、ゲートボール場(8面)、林間広場、ニュースポーツ広場、水のふれあい公園

※施設の空き状況や申込方法、料金など詳しいことは、お問い合せください。

紬の里結城パークゴルフ場

問 紬の里結城パークゴルフ場 ☎33-6009

紬の里結城パークゴルフ場は、全18ホールの(公財)日本パークゴルフ協会公認コースを有するパークゴルフ場です。天然芝の広々としたコースとなっております。

●利用時間

4月~9月 午前9時~午後5時 10月~3月 午前9時~午後4時

●休場日

- 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日が休場日となります。)
- ・年末年始(12月29日~1月3日) 施設のご利用方法や料金など詳しいことは、お問い合わせください。

無料スポーツ施設

問 スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎32-6340

施設区分	名称	所在地
	川木谷野球場	川木谷10045-2
野球場	才光寺運動公園	上山川4030-3
	田間グラウンド	田間758-1

市民スポーツ大会など

間 スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎32-6340

市民などを対象に各種を開催しています。 内容は「広報結城」と「お知らせ版」「市ホームページ」でお知らせします。

※詳しいことは、スポーツ振興課 スポーツ振興係へ お問い合わせください。

学校の施設を開放

間 スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎32-6340

■施設および利用時間

	施設		利用時間		
		運動場	平日	放課後(学校行事に支障 のない時間)	
市		場	土・日・祝日および学校教育 に支障のない休業日	午前8時~午後6時	
内小·中学校	体育館·武道館	平日	放課後(学校行事に支障 のない時間)		
		土・日・祝日および学校教育 に支障のない休業日	午前8時~午後6時		
		道館	夜間開放(日曜日を除く) 週3日間、1団体週1回	午後6時~午後10時 1日2時間以内(準備および後片づけも含む)	

※利用時間が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

登録条件

- 市内に在住または勤務している方が10人以上で成人の責任者(市在住者)がいること
- 全員がスポーツ傷害保険に加入していること
- 開放規則を守り正しく使用すること

登録の際持参するもの

団体所属者の名簿(住所または勤務先・氏名・電話番号など明記のもの)

スポーツ少年団

問 スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎32-6340

興味のある子どもたちや、詳しい内容を知りたい 方などは、お問い合わせください。

また、スポーツ少年団に新規登録を希望する団体は、スポーツ振興課 スポーツ振興係へ。

結城市スポーツ協会

問 スポーツ振興課 スポーツ振興係 (結城市スポーツ協会事務局) ☎32-6340

各種スポーツ大会やスポーツ教室などを開催しています。

内容は「広報結城」と「お知らせ版」「市ホームページ」でお知らせします。

※詳しいことは、結城市スポーツ協会事務局へお問い合わせください。

■スポーツ協会加盟の競技団体

No.	所属	No.	所属
1	軟式野球連盟	10	テニスクラブ
2	ソフトテニスクラブ	11	空手道連盟
3	卓球協会	12	ソフトボール協会
4	柔道連盟	13	アマチュアゴルフ協会
5	バレーボール協会	14	バスケットボール協会
6	剣道連盟	15	ビーチボールバレー連盟
7	陸上競技部	16	水泳協会
8	サッカー協会	17	パークゴルフ協会
9	バドミントンクラブ		

結城市民文化センター アクロス

問 結城市民文化センター(中央町2-2) ☎33-2001

結城市民文化センターは、結城市の文化・芸術活動の拠点であり、市民が質の高い芸術文化をより身近に鑑賞できるとともに、日ごろの文化活動の成果を発表する施設です。

大ホールは、音響効果を最大限に引き出すワンフロア型で、小ホールは、可変式ステージにより、発表会から演奏会、講演会などにオールマイティーに対応できます。また、市民の作品展や産業・工業展示会などに利用できる展示室は、可動式パネルを利用して、さまざまな立体的展示ができるほか、会議や講習会など幅広い用途に利用することができます。

開館時間および使用時間区分

● 開館時間 左並の味。左

午前9時~午後5時

●使用区分

午前 午前9時~正午 午後 午後1時~午後5時 夜間 午後6時~午後10時

●休館日

- 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日が休館日となります)
- 年末年始(12月29日~1月3日)
- ●施設

大ホール 第1楽屋(洋室)、第2楽屋(大部屋)、第 3楽屋(個室)、第5楽屋(和室)

小ホール 第6楽屋(和室)、第7楽屋(大部屋)、第 8楽屋(個室)

シャワー室、リハーサル室、練習室、会議室A、会議室B、和室、展示室、屋外展示場

※施設の空き状況や申込方法、料金など詳しいことは、お問い合せください。

結城市文化協会

問生涯学習課文化係(結城市文化協会事務局) ☎32-1931

各種展示会や発表会などを開催しています。 内容は「お知らせ版」と「市ホームページ」でお知らせします。

文化協会には30団体が加盟しています。

※詳細は、結城市文化協会事務局へお問い合わせく ださい。

広 告

建築板金工事一式

茨城県知事許可(般-27)第26637号

0 有限会社中島板金工業

結城市今宿 518-2 番地 TEL 0296-35-3021 FAX 0296-35-0758

🋍 生活環境・ゴミ

結城市消費生活センター

問 〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地 市役所2階 ☎32-1161 FAX32-1161

消費生活センターとは

消費生活センターでは、市民の皆さんの消費生活 における苦情や相談についてともに考え、ご自身で 問題解決できるよう助言・情報提供などのお手伝い をしています。

●相談日時

午前9時~正午、午後1時~午後4時 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) *土日祝日は「消費者ホットライン」 **☎**188 (いやや!) をご利用ください。

●相談方法

電話、窓口で受け付けます。

*窓口相談は電話予約が確実です。

相談内容

- 商品の購入、サービスの提供、消費過程において 発生する苦情
- 商品を使用しての事故
- 商品やサービスの知識、購入方法に関する相談
- *受けられない相談もありますのでご了承ください。

労働相談・個人間のトラブルなど消費者問題と は言えない相談、他機関で相談した事案の再相 談、弁護士・裁判所などが係わっている相談など

だまされないようにするには…

- 「いりません」「お断りします」「必要ありません」 とハッキリ断る
- 2 うまい話はまず疑う
- 3 財産・家族構成を安易に教えない
- むやみに署名したり、印鑑を押したりしない
- まず家族や消費生活センターに相談する

犬の登録と狂犬病予防注射

問 生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

生後91日以上の飼い犬には、生涯1回の登録と毎 年1回(4月~6月)の狂犬病予防注射が法律で定め られています。

- 登録は市生活環境課や市内動物病院で手続きで きます(登録すると『鑑札』が交付されます)。
- 狂犬病予防注射は市が実施している集合注射や 動物病院で受けることができます(実施した年度 の『注射済票』が交付されます)。
 - ※市外の動物病院で注射を受けた場合、注射済証 明書を市生活環境課へ提出することで注射済 票を交付します。

- 「鑑札 | や 「注射済票 | は飼い犬の首輪等に必ず付 けてください。
- 飼い犬が死亡した場合や所有者や所在地の変更 等が生じた場合は、市に届出が必要です。

■ 市内動物病院 ※50音順

病院名	所在地	電話
江面ペットクリニック	下り松	33-7062
グロース動物病院	栄町	39-0220
中川動物病院	立の山	33-5097
みくまり動物病院	中央町	47-0101
ゆうき動物病院	大谷瀬	080-5071-0539

犬や猫に関する苦情や相談窓口

茨城県動物指導センター(笠間市日沢47)

- ・犬猫に関する苦情や野良犬等の相談 ☎72-1200
- 犬や猫の譲渡に関する相談

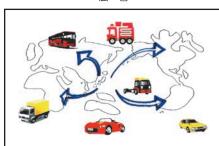
☎72-1403

蜂の巣の駆除について

問生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

市では個人所有地内の蜂の巣の駆除は行っていま せん。駆除する場合には専門業者に依頼してくださ い。料金などは業者に直接お問い合わせください。

業者名	所在地	電話
近江緑化㈱	市内公達	32-3409
(有)プロテクション	市内四ツ京	33-4488 / 090-2663-0575
㈱北関東ホームサービス	筑西市	24-1991
衛八幡クリーン商会	筑西市	25-0751 / 090-3088-5969
㈱イーエス商会	古河市	0280-97-3111
(有新生サービス	古河市	0120-763-135/ 080-3502-8130



中古自動車・トラック・建設機械 買い取り・販売・輸出

株式会社ラクショウ

結城支所

〒307-0037 茨城県結城市東茂呂329-1 電話番号 0296-45-7773 FAX番号 0296-45-7774 ホームページ raksho.co.jp E-mail raksho138@gmail.com

業者名	所在地	電話
㈱山田屋養蜂部	小山市	0285-25-1185/ 090-6146-8616
リフォーム港屋	小山市	0285-22-0634
便利屋ニーズ	真岡市	090-3235-2711

ごみ関係

間生活環境課

ごみの収集・処理

問生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ

収集日・詳しい区分と出し方についてはかんきょうカレンダーをご覧ください。毎年3月に配布しています。

(一例)

- 可燃ごみ…台所(生)ごみ、皮革・繊維類、プラス チック類、紙くず、木くずなど
- 不燃ごみ(30cmくらいまでのもの)…ガラス・陶器類、ライター(使い切る)、スプレー缶(穴を開ける)、傘・フライパン(大きさ不問)
- 粗大ごみ…長辺が100cmくらいまでのもの

集積所に出せないごみ(環境センターに直接搬入)

- 大型家具(タンス、応接セット、木製ベッド、スプリング式ベッドマットなど)
- 引越し、大掃除、日曜大工などによる大量のごみ
- 事業系一般廃棄物のごみ…飲食店、事務所、工場、 農業などの事業活動により発生したごみ(収集業 者と契約するなどしてください)
- 環境センター 筑西市下川島658 ☎33-3755

資源物(缶、ペットボトル、トレー、紙類、ビン類)

自治会により設置した資源物の収集所に出してください。アパートなどに居住で資源の集積所に出せない方は、結城市公民館北側駐車場にある資源物リサイクルステーションを利用してください。(びん、缶、ペットボトル、その他プラスチックを出すことができます)

※紙類や不燃物、粗大ごみなどはステーションには 排出できません。なお、紙類については新聞店の 古紙回収や、古紙問屋などへの直接搬入をお願い いたします。

環境センターで処理できないごみ (専門業者に依頼してください)

- 家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷凍・冷蔵庫、洗濯機・乾燥機)
- 自動車および自動車パーツ (タイヤ、ホイール、バンパー、座席シートなど)
- 建築廃材、医療廃棄物、農業廃棄物
- その他(消火器、塗料、ピアノ、バッテリー、金庫、 焼却灰、ボウリングのボールなど)

■ごみ収集運搬許可業者一覧(令和3年4月現在)

業者名	電話番号	所在地
(有)古山	33-2029	結城市
(有)丸清	33-3531	結城市
本原商会	33-3247	結城市
㈱ヤタクリーン	32-4534	結城市
何 結城環境衛生サービス	33-2324	結城市
㈱結南クリーンセンター	33-0101	結城市
宮田商店	32-4102	結城市
小林運送	35-3498	結城市
明野資源リサイクル㈱	52-2337	筑西市
何エス・エス・クリーンサービス	24-9500	筑西市
㈱シノキ	22-4239	筑西市
何つくば環境サービス	22-2626	筑西市
有八紘商事	32-8551	筑西市
㈱谷島組	57-9767	筑西市
㈱安田	49-0027	八千代町

広 告



家電リサイクル引取協力店

問 生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

家電リサイクル法対象品目

プラズマ・液晶・ブラウン管テレビ、エアコン、冷 凍・冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

小売店名	所在地	電話
飯島電機㈱	城の内8635-30	32-5522
カインズホームスーパーセンター	公達9784-3	21-3000
ケーズデンキ	下り松3丁目1-5	33-0933
衛生活工房・ナマイ	田間1454-5	35-0277
長須電器サービス	戸野町1164	33-3239
ハートライン・カジマ	浦町106	33-2646
ホームセンター山新	新福寺5丁目17-5	20-8822
誠電工社	山川新宿322 35-3175	
(有)ミヤタ電化センター	白銀町13451 32-3188	
山本電化センター	結城作224-2 32-3703	

※リサイクル料金は、品目、メーカーなどにより異なります。また、この他に収集運搬料金がかかります。

パソコンの処分方法

問生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

パソコンを処分する場合、お使いのパソコンメーカーにお問い合わせください。ご不明な場合は一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

し尿の収集・浄化槽清掃

問 生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

業者名	所在地	電話番号	担当区域
(有)丸清	栄町12048	33-3531	吉田用水より西部 ※一部地域を除く
何結城環境衛生 サービス	下小塙3315	33-2324	吉田用水より東部 ※一部地域を除く

生ごみ処理機購入費補助

問 生活環境課 生活環境係 ☎34-0370

ごみの減量化と資源再利用のため、家庭用電動生ごみ処理機の購入者に補助金を交付します。

●交付条件

市内に住所があり、居住している者・生ごみ減量 化器具を申請時から遡って1年以内に購入。(購入 店は市内外を問いません。)

●補助金額

補助金の額は対象となる生ごみ処理機の本体価格の2分の1の金額(100円未満は切り捨て)で限度額は2万円です。

- ※事業所で使用するもの、または事業用のごみを処理するものについては交付対象としません。
- ●申請方法

生ごみ減量化器具購入費補助金交付申請書と次のものをお持ちになり、市生活環境課で手続きしてください。

- ・住民票(当該年度の4月1日以降に発行されたもの)
- 市税納付状況確認に関する同意書(用紙は生活環境課窓口または生活環境課ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書の写し(申請者本人が支払ったと認められるもの)
- □座振込依頼書(用紙は生活環境課窓□または生活環境課ホームページからダウンロードできます。)

- SH N IN ST II

有限会社 丸 清

〒307-0001 結城市大字結城12048 TEL.0296-33-3531 FAX.0296-32-2733 一般廃棄物処理 浄化槽清掃業 浄化槽保守点検業

